

中部地方環境事務所

業務概況

(平成 17 年 10 月～平成 21 年 3 月)

〈含 平成 21 年度の施策〉



平成 21 年 4 月



中部地方環境事務所

環境省

〈表紙の写真〉

- 左上 もったいないふろしき（小池元環境大臣デザイン）、3 R推進・不法投棄防止普及啓発
うちわ（中部地方環境事務所作成）、マイバッグ（富山県レジ袋削減推進協議会作成）
- 左下 オオキンケイギク（外来生物法に基づく特定外来生物）
- 右上 中部山岳国立公園・上高地からの穂高
- 右下 太陽光発電設備（愛知県西尾市役所庁舎屋上：環境省補助事業）

はじめに

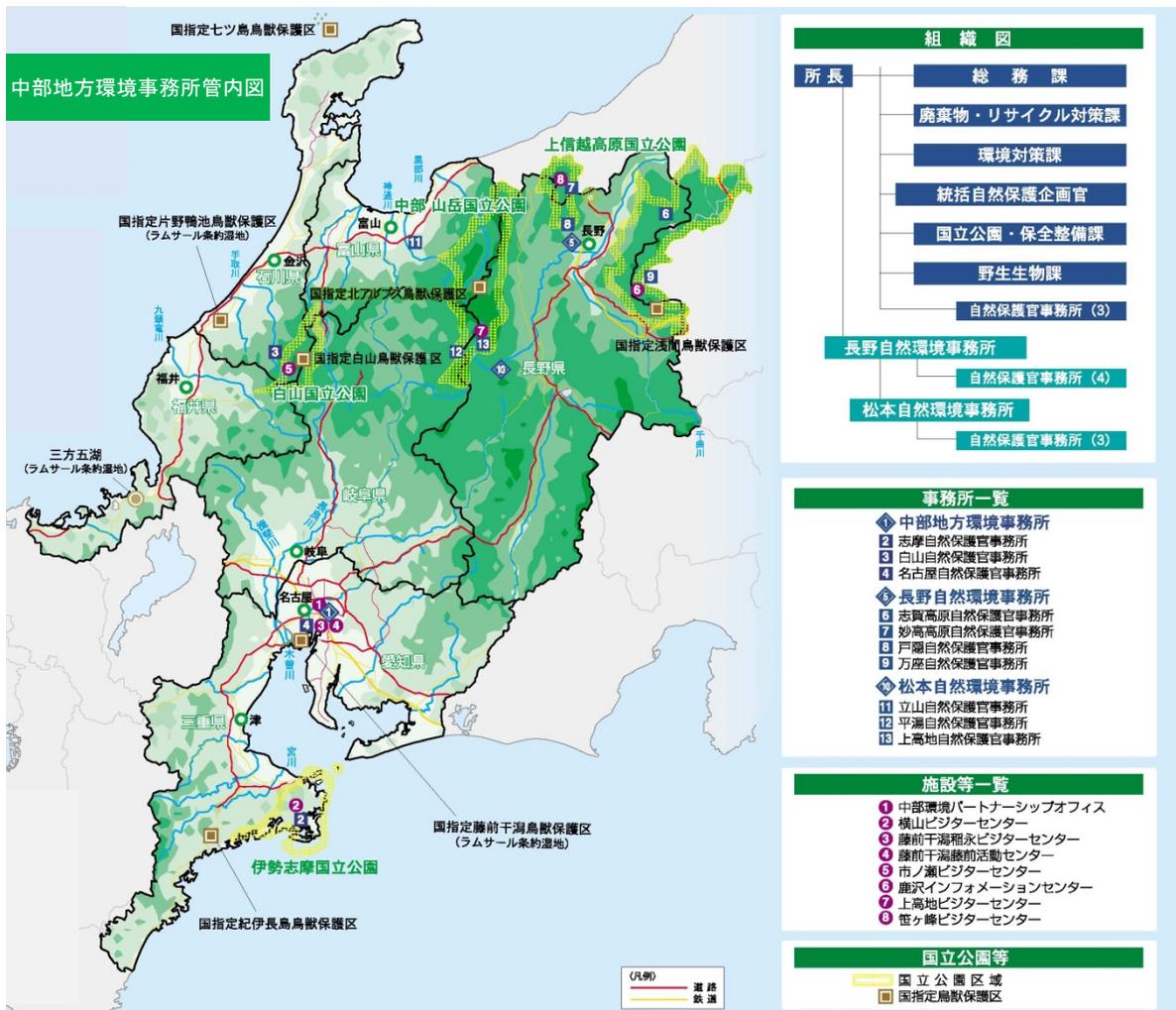
中部地方環境事務所は、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全等、今日の環境行政において国として軸足を地域に置いた施策の展開が求められていることを背景として、中部7県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県※）を管轄する環境省の地方支分部局として平成17年10月に設置されました。

（※）国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県及び群馬県の一部が含まれます。

環境省の出先機関として求められる役割として、これまで地域の様々な主体との連携・協働の下に、国としての責任を果たすべき課題に対する地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策の展開、地域でのパートナーシップ形成を通じた地域環境力の活性化と支援の推進、地域での環境保全活動の推進や環境省本省の政策立案を支える地域の環境データバンクづくり等に努めてまいりました。

この業務概況は、このように中部地方環境事務所が発足以来環境行政の各分野において進めてきた取組をできるだけ具体的なデータを用いて整理するとともに、平成21年度において実施を計画している施策を紹介するものです。

発足後4年目を迎えました中部地方環境事務所の活動について、より理解を深めていただければ幸いです。



目 次

第1部	中部地方の環境の現状	1
第2部	中部地方環境事務所の施策	
I	総合的政策	
1	中部地方における環境保全施策の総合的な推進	5
2	中部地方における環境情報の収集・整理・提供	7
3	広報活動の推進	7
II	廃棄物・リサイクル対策	
1	地域における3Rの取組の活性化	8
2	廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進	10
3	廃棄物等の輸出入への対応	11
4	漂流・漂着ごみ対策	12
III	環境保全対策	
1	地球温暖化対策の推進	15
2	環境教育の振興・環境保全活動の促進	19
3	公害・化学物質対策の推進	23
4	その他(環境影響評価、エコアクション21認証・登録制度の普及)	24
IV	自然環境の保全と整備	
1	国立公園の管理	27
2	自然とのふれあいの推進	31
3	エコツーリズムの推進	33
4	その他(自然再生、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進)	34
V	野生生物の保護管理	
1	野生鳥獣の保護管理	38
2	希少野生動植物の保護	41
3	外来生物対策	42
4	その他(動物の愛護、ペットフードの安全の確保)	43
	【参考資料】	
1	組織図・事務所等一覧	45
2	中部地方環境事務所 主要事業年表	47
3	中部地方環境事務所管内図	50
	〈付録〉	
	平成21年度中部地方環境事務所重点施策	51

第1部

中部地方の環境の現状

1 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの排出量は、人口規模が大きく製造業などの産業が盛んな愛知県で最も多く年間 86,281 千 t となっています。次いで三重県が 28,854 千 t、長野県が 17,661 千 t と続いています。

二酸化炭素（CO₂）の排出量について、京都議定書の基準年である平成 2 年（1990 年）と比べるとすべての県で増加しており、石川県で 34.6% 増、長野県で 25.3% 増と全国平均（13.1%）よりも増加しています。CO₂ 排出量の部門別内訳を見てみると、三重県、愛知県、富山県では、産業部門からの排出が全体の約 5 割以上を占め、また、長野県、石川県、岐阜県では、運輸部門の割合が他県に比べて多くなっています。

表 中部地方の各県における温室効果ガス排出量（単位：千 t - CO₂）

	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフル オロカーボン 類 (HF C s)	パーフルオ ロカーボン類 (PF C s)	六ふっ 化硫黄 (SF ₆)	合計
富山県	12,951	180	139	61	52	57	13,440
石川県	11,188	-	-	-	-	-	11,188
福井県	8,858	276	78	90			9,302
長野県	16,448	283	562	136	143	89	17,661
岐阜県	15,864	224	168	103	98	70	16,527
愛知県	82,635	283	1,230	456	681	996	86,281
三重県	27,699	298	542	104	151	60	28,854
全国	1,290,591	23,930	25,566	7,260	6,490	4,228	1,358,065

*1：富山県は平成 18 年度、石川県は平成 16 年、岐阜県は平成 17 年、福井県・長野県・愛知県・三重県・全国は平成 17 年度の数値である。各県ごとに推計方法が異なる。

*2：石川県の合計量は、CO₂以外 5 ガスの排出量が不明のため CO₂ のみの値

(資料：各県推計結果)

2 廃棄物・リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の総排出量（平成 18 年度）は、人口規模の大きい愛知県が 2,943 千 t と最も多く、岐阜県が 813 千 t、長野県が 777 千 t、三重県が 766 千 t となっています。1 人 1 日当たり排出量（平成 18 年度）では、石川県が 1,161 g/人・日、三重県が 1,123 g/人・日と多くなっていますが、その他の県は長野県 966 g/人・日、岐阜県 1,060 g/人・日、福井県 1,067 g/人・日、富山県 1,073 g/人・日、愛知県 1,114 g/人・日と全国平均（1,116 g/人・日）よりも少なくなっています。しかし、これを前年度と比較すると、全国平均では 1.3% 減となっている中で、長野県が 2.0% 減、愛知県が 1.5% 減、三重県が 1.2% 減である一方で、その他の県は岐阜県が 2.3%、福井県が 0.6%、石川県が 0.5%、富山県が 0.4% それぞれ増加しています。

一般廃棄物の最終処分量（平成 18 年度）については、平成 13 年と比較した減少率で見ると、三重県で 54.9%減と減量化が大幅に進んでいますが、その他の県では全国平均（31.6%減）を下回っています。一般廃棄物最終処分場の 1 人当たり残余容量（平成 18 年度）は、愛知県が特に低く $0.4\text{m}^3/\text{人}$ となっており、富山県と長野県で $0.6\text{m}^3/\text{人}$ 、福井県で $0.7\text{m}^3/\text{人}$ と、全国平均（ $1.0\text{m}^3/\text{人}$ ）以下となっています。

一般廃棄物のリサイクル率（平成 18 年度）は、三重県が 31.8%と高くなっています。次いで長野県が 23.8%、岐阜県が 22.7%、愛知県が 22.1%、富山県が 20.1%と全国平均（19.6%）を上回っています。

（2）産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量（平成 17 年度）は、一般廃棄物と同様に愛知県が 20,294 千 t と最も多く、三重県が 7,231 千 t、長野県が 5,164 千 t、岐阜県が 5,095 千 t と続いています。平成 17 年度と平成 12 年度を比較した増減率では、三重県で 27.0%増加しているのを筆頭に、愛知県で 17.6%、石川県で 7.5%増加するなど、経済活動が活発化している太平洋沿岸の工業地域を中心に全国平均（3.9%増）に比べて増加している県があります。

平成 19 年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄事案は、三重県で 14 件 507 t、愛知県で 5 件 476 t、福井県で 4 件 473 t、石川県で 2 件 64 t、岐阜県で 1 件 40 t、富山県で 1 件 11 t でした。平成 19 年度末時点の不法投棄の残存量は、三重県で 1,526 千 t と多くなっています。次いで福井県 899 千 t、岐阜県 743 千 t、愛知県 488 千 t となっています。

3 大気環境の状況

自動車交通の集中している名古屋都市圏を中心として、大気環境への負荷が大きくなっています。中部地方における大気汚染状況（平成 19 年度）を見てみると、環境基準が定められている 5 物質のうち、二酸化硫黄（ SO_2 ）及び一酸化炭素（ CO ）についてはすべての県において環境基準を達成しています。

一方、二酸化窒素（ NO_2 ）については、一般環境大気測定局（一般局）ではすべての県で環境基準を達成しているものの、自動車排出ガス測定局（自排局）では環境基準達成率が三重県で 85.7%、愛知県で 88.2%となっています（他の県では、環境基準をすべて達成）。

また、浮遊粒子状物質（ SPM ）については、一般局の環境基準達成率が愛知県で 67.3%、三重県で 92.0%、岐阜県で 92.9%、福井県で 97.0%、自排局の環境基準達成率が三重県で 42.9%、愛知県で 70.6%となっています（他の県では、環境基準をすべて達成）。光化学オキシダント（ O_x ）については、すべての県で環境基準達成率は 0%でした（全国環境基準達成率は 0.2%）。

4 水環境の状況

水環境については、多くの県で環境基準を達成できていない状況となっています。中部地方における水質汚濁状況（平成19年度）を見てみると、環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、自然由来の砒素に係る2地点を除き、すべての県で環境基準を達成しています。

一方、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）については、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を達成していない河川が、石川県で7水域、福井県で1水域、長野県で2水域、岐阜県で4水域、愛知県で2水域、三重県で5水域ありました。また、化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない湖沼は、石川県で3水域（木場潟など）、福井県で2水域（北潟湖など）、長野県で9水域（諏訪湖、野尻湖など）、愛知県で1水域（油ヶ淵）でした。

海域のCODの環境基準達成率は、伊勢湾（三河湾を含む。）では56.3%（前年度43.8%）でした。全窒素及び全燐については、伊勢湾（三河湾を含む。）にて7水域中4水域で環境基準を達成しました（前年度は3水域）。

5 自然環境の状況

中部地方には、温暖な太平洋沿岸部から冷涼で地形も急峻な高山に至るまでの様々な環境が分布しており、それに応じての様々な植生が見られます。

沿岸部から標高600m程度までの間は概ね常緑広葉樹林帯に属し、本来は主にシイ・カシ類から成る森林が広がっている地域です。また、標高600～1,600m程度の間は落葉広葉樹林帯であり、本来はブナを主体とする森林が広く分布します。しかし、これらの地域では、長年にわたる薪炭材の採取や、近年の植林などの影響により本来の植生の多くは失われており、里地・里山と呼ばれる落葉広葉樹林の代償植生や、スギ・ヒノキ・カラマツなどの植林地が広く分布しています。

一方、主に日本海側の白山などを中心とする地域には、ブナなどを主体とする自然植生が残存しています。また、冬季の日本海側は季節風の影響により多雪な環境となっており、雪の少ない太平洋側とは同じブナ林であっても種構成等が異なっています。

標高1,600mを越えると亜高山帯針葉樹林が広く分布しますが、白山などの多雪環境では、積雪に弱い針葉樹林に代わって草本から成る高山植生に類似した植生が成立し、地域の特徴的な景観を形成しています。また、概ね標高2,400m以上の、特に尾根筋を中心に、低温、強風及び土壌の発達の乏しい条件下でも成立しうる高山性の草本群落が成立しています。

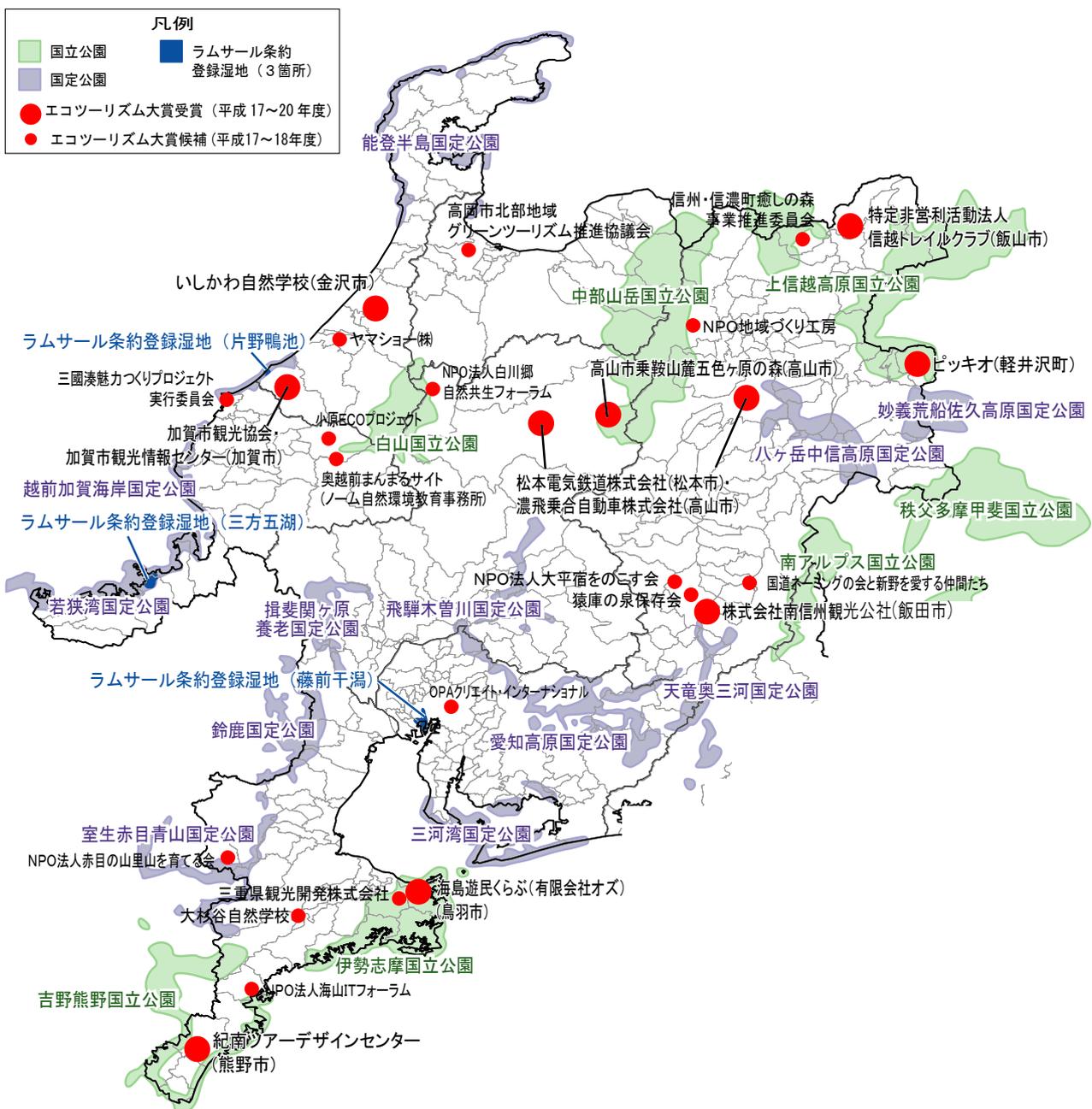
このほか、低地から高山に至る様々な場所で、湿性の草本群落、いわゆる湿原が点在しており、地域の特徴的な植生となっている箇所も多くなっています。特に、愛知県、岐阜県、三重県の丘陵、台地下の低湿地及びその周辺には、東海丘陵要素と呼ばれる、地域に独特の種群が存在しています。

第5回自然環境保全基礎調査によれば、県土に占める自然植生（植生自然度9・10）の割合は、富山県で30.0%、長野県で18.6%、岐阜県で14.8%となっており、中部地方は本州の中では比較的自然植生が多く残っています。特に富山県は、県土に占める自然植生の割合が全国3位（1位北海道、2位沖縄）となっています。また、岐阜、富山、

石川、福井、長野の各県では里山（植生自然度7・8）の割合も全国平均と比べて高くなっています。

県土に占める自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の割合（平成21年3月末現在）は、三重県35.0%、富山県28.2%、長野県20.5%、岐阜県18.4%、愛知県17.2%、福井県14.7%、石川県12.5%と、全国的平均（14.3%）と比べて高い水準となっています。国立公園の年間利用者数（平成18年）は、全国の国立公園の中でも2番目に広大な面積を有する上信越高原国立公園が2,740万人、リアス式海岸及び周辺の丘陵地から成る伊勢志摩国立公園が1,150万人、山岳登山等で親しまれている中部山岳国立公園が1,006万人、日本三名山として古くから山岳信仰の対象となっている白山国立公園が116万人となっています。

図 自然公園等分布図



第2部

中部地方環境事務所の施策

I 総合的政策

1 中部地方における環境保全施策の総合的な推進

(1) 中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル検討調査

平成18年4月に閣議決定された「第3次環境基本計画」においては、今後の環境政策の展開方向の一つとして「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を掲げています。これは、持続可能な社会を構築していく上では、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるような環境と経済の関係（環境と経済の好循環）を生み出すとともに、地域コミュニティの再生を通じて環境保全の取組とコミュニティの活性化との間に好循環を創り出すことを目指す必要があるというものです。

中部地方は、中部山岳地帯の高山地帯から伊勢湾・富山湾などの海域まで、多様な環境資源に恵まれている一方、世界的な自動車産業地帯を抱え活発な経済活動が展開されている地域です。また、環境をテーマとした「愛・地球博」を成功させ、さらには生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催を目指すなど、環境保全を核にした地域づくりの気運も高まっています。

こうした環境的側面、経済的側面、社会的側面での優れた要素を有している中部地方は、環境保全の取組を通じて経済を発展させ、地域社会の活力を高め、それがまた環境保全の取組を活発にさせるという好循環を実現させる可能性を大いに有している地域と考えられます。

こうしたことから、平成19年度に、委託調査（委託先：社団法人地域問題研究所）として、中部地方の地域特性や環境面での特性を分析するとともに、自治体や企業、NPO等が地域の環境保全の課題に取り組んでいる特徴的な事例を収集し、こうした広範な事例の中から、中部地方の特性を生かして「環境と経済、社会の統合的な向上」を目指すモデルを示す検討を行いました。

この調査では第1に、中部地方の環境面の特徴を定量的・定性的に分析し、圏内各地域・都市の環境特性を明確化するとともに、モデル構築に役立つ環境資源の特性を調査しました。

第2に、中部地方の自治体や企業、NPO等が地域の環境保全に関して何を課題としてどのような取組を実施しているかについて、情報を収集・整理しました。特に、環境資源を生かした地域の活性化方策の検討に活用するため、自主的・主体的に実施されている特徴的な事例の重点的な収集を行いました。

第3に、これらを踏まえ、地域が連携して、環境資源を持続的に活用しつつ環境負荷を低減しながら地域活性化を図る方策を検討しました。さらに、これらの調査を通じ、地域パターンに応じた「環境と経済、社会の統合的向上モデル」を整理するとともに、これらの総体として中部地方全体の環境と経済、社会の好循環のイメージを検討しました。

また、この調査の実施に当たっては、幅広い見地からの助言を得るため、学識経験者等から構成される「中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル検討会」を開催しました。

この調査で示された「環境と経済、社会の統合的向上モデル」は中部地方での実際の取組事例を基としていますが、中部地方環境事務所においては、今後このモデルを踏まえて更に詳細な分析・検討を重ね、中部地方における持続可能な地域づくりに向けた、環境と経済、社会の統合的な向上を図っていくための方策を探ることとしています。

(参考)

中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル検討会（敬称略、所属・役職は当時）

片岡 憲彦 環境パートナーシップ・CLUB（中部電力株式会社環境部課長）

川尻 秀樹 全国森林インストラクター会 理事

千頭 聡 日本福祉大学情報社会科学部 教授

西田 真哉 トヨタ白川郷自然学校 校長

萩原 喜之 特定非営利活動法人地域の未来・志援センター 理事長

朴 恵淑 三重大学人文学部文化学科 教授

原田 敏之 特定非営利活動法人穂の国森づくりの会 理事

龍 世祥 富山大学経済学部経済学科 教授

※調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/report/report_1.html）に掲載

(2) 中部地域環境政策ビジョン基礎検討調査

平成19年度に、請負調査（請負先：株式会社三菱総合研究所）として、中部地方の環境の状況、社会・経済の状況等について情報を整理・把握し、中部地方において優先的に取り組むべき横断的課題を抽出・整理する検討を行いました。

この調査においては第1に、中部地方の社会経済状況に関する基礎的データ・環境データを収集し、①地球環境（地球温暖化）、②大気環境、③水環境、④土壌・地盤環境、⑤廃棄物・3R、⑥化学物質、⑦自然環境の7つの分野ごとにデータを取りまとめ、また、各県における重点課題・施策を取りまとめました。

第2に、既往の中部地方における連携施策、取組を整理するとともに、「中部地方の特徴・優位性から抽出される課題」、「問題の顕在化等により広域連携が求められる課題」、「国の関与が期待される課題」という3つの視点から、今後、更なる取組が望まれる課題を抽出し、その上で国と各県が連携して取り組むべき課題とその方策を検討しました。

第3に、これらを踏まえ、中部地方及び東海三県、北陸三県、都市部、農山村地域において将来的（おおむね10～20年後）に目指すべき環境の姿、及びその環境の姿を組み込んだ経済・社会の姿のイメージを示しました。

※調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/report/report_2.html）に掲載

2 中部地方における環境情報の収集・整理・提供

管内の環境情報を的確に把握し、自治体の環境保全施策の推進に資するため、平成 20 年 3 月末現在の情報として、各県の環境白書等の公表資料及び提供資料を元に管内の環境の状況を分野ごとに整理するとともに、アンケート調査等を通じて各県・市町村における環境計画の策定等の概況、環境関連条例の制定状況、環境政策の課題、主な事業等について収集・整理した資料（「管内地方公共団体の環境保全対策に関する調査」）を平成 20 年 8 月に作成しました。

この資料については、管内の全自治体に送付するとともに、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/report/report_3.html）に掲載しています。

3 広報活動の推進

中部地方環境事務所のホームページ（<http://chubu.env.go.jp/>）で最新の中部地方環境事務所の施策の推進状況等を掲載するほか、平成 19 年 4 月からメールマガジン（環境省ちゅうぶ環境メールマガジン）を月 1 回発行し中部地方における環境情報やイベント・募集情報等の提供を行っています。

また、平成 20 年 3 月からは、環境政策に関するトピックをきめ細かく伝えるとともに、中部地方における環境活動の情報交流を図るため、広報誌『ちゅうぶの環（わ）』を年 4 回発行し、広く配布しています。（中部地方環境事務所ホームページ（<http://chubu.env.go.jp/pr/wa.html>）でもご覧になれます。）

表 これまでの『ちゅうぶの環』の発行内容

平成 20 年春号	特集 中部地方環境事務所の紹介
平成 20 年夏号	特集① 生物多様性 特集② 「ストップ地球温暖化」にみんなで取り組みましょう 6 月は「環境月間」です 『環境・循環型社会白書』が公表されました
平成 20 年秋号	特集① 中部山岳国立公園・上信越高原国立公園の紹介 特集② 3R に取り組みましょう
平成 20 年冬号	特集① エコアジア 2008 が行われました 特集② 12 月は「地球温暖化防止月間」です 特集③ 中部地方の国指定鳥獣保護区の紹介
平成 21 年春号	特集① 白山国立公園・伊勢志摩国立公園の紹介 特集② 持続可能な開発のための教育「E S D」を知っていますか？

〈平成 21 年度の施策〉

ホームページ・メールマガジンについては、引き続きコンテンツの充実を図ります。広報誌『ちゅうぶの環』については、COP10 の開催に向けて、「生物多様性」の社会への浸透や気運の向上に資することを編集方針とし発行します。

Ⅱ 廃棄物・リサイクル対策

1 地域における3Rの取組の活性化

3Rの重要性を市民の皆さんに広く普及し、その取組を拡大させるとともに、循環型社会の形成を地方レベルでも進めるために、これまでに以下のような施策を行ってきました。

①地域循環圏の構築に関する基礎調査等

環境省では、平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」に新たに位置付けられた、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりを進めるための施策を展開しています。

中部地方環境事務所では、この「地域循環圏」を地域において構築するための方策等についての基礎調査を実施するとともに、地域循環圏の考え方等を普及させる目的で、平成21年3月に「食品残さのリサイクルから地域循環圏を考えるシンポジウム」を名古屋市で開催しました。このシンポジウムでは、食品残さのリサイクルに取り組んでいる小売店、農業者団体、堆肥化事業者及び市民の方によるパネル討論会等を行ったところ、大勢の方々にご参加いただきました。

②容器包装等の3Rの取組

3R推進の取組の一つとして、レジ袋削減の取組があります。環境省では、自らのライフスタイルを見直し、家庭ごみの排出抑制（Reduce）を図る契機とするため、買い物にマイバックを持参し、レジ袋の受取りを辞退する普及啓発活動を行ってきました。また、地方公共団体においても、小売業者等と連携し、レジ袋削減協定を締結する等して、レジ袋削減の取組を行っています。その結果、平成20年11月現在では全国で685の市町村が何らかの形で活動を行っており、中でも中部地方においては150市町村が実施し、その活動が特に進んでいる地域となっています。

③3R普及啓発イベントの開催

毎年10月の「3R推進月間」に合わせ、中部地方環境事務所でも各地でイベントを開催しています（平成18年；名古屋市、平成19年；富山県富山市、平成20年；長野県長野市及び三重県津

《3Rとその重要性について》

大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型の社会の中で、日本人は大きな豊かさを生み出してきました。しかし、資源やエネルギーには限りがあり、最終処分場も不足気味で、ごみの問題は深刻化しています。私たちは、ごみそのものの発生を抑えたり、これまでごみとして捨てていたものを再使用・再生利用したりして、環境への影響を減らす「循環型社会」を一日も早くつくり上げなければなりません。

そのために必要なのが3R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））です。まずは、ごみを出さない、ごみ自体を減らす（Reduce）、そして使えるものは繰り返し使い（Reuse）、どうしても使えなくなったものは資源として再生させる（Recycle）、という市民一人ひとりの取組の重要性がますます高くなってきています。

市において、それぞれ開催)。

特に平成 20 年には、野球の地域リーグチームである信濃グランセローズとタイアップしてイベントを開催し、同球団代表にマイカップ 2000 個を贈り、3 R の普及にご協力いただくようお願いしました。また、津市では、環境省 3 R 推進マイスターで学習院女子大学教授の平野次郎氏 (元 NHK キャスター) をお招きし、「一人ひとりにできること」と題した講演会を開催しました。

④各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法) や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法) 等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者を対象とする説明会を開催するとともに、関係事業者に対し立入検査を実施しました。(平成 20 年度立入検査件数: 107 件)

⑤モデル事業の実施

(i) 地域における容器包装廃棄物 3 R 推進モデル事業

容器包装廃棄物の 3 R に関する地域の各主体の連携によるトップランナー的な取組について、その効果を検証し発信することで、全国的な取組を推進することを目的とする「地域における容器包装廃棄物 3 R 推進モデル事業」を実施しています。

平成 20 年度に中部地方では、

(ア) 「なごやリユースびんルール」実証事業 (名古屋大学大学院環境学研究科環境政策論講座 (名古屋市))

(イ) 西濃地域エコライフ推進プロジェクト (NPO 法人いびがわみずみずエコステーション (岐阜県揖斐川町))

が事業を行い、それぞれの地域における容器包装廃棄物の削減の可能性が示されました。

(ii) 循環型社会地域支援事業

NGO/NPO をはじめとする民間団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を発掘・支援するため、「循環型社会地域支援事業」を実施しています。

平成 20 年度に中部地方では、

(ア) 「なごやリユースステーション」実証事業 (名古屋大学大学院環境学研究科竹内研究室 (名古屋市))

(イ) 食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業 (おかえりやさいプロジェクト (名古屋市))

(ウ) 薪を利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業 (NPO 法人能登半島おらっちゃんの里山里海 (石川県珠洲市))

が事業を行い、各地域における循環型社会の構築のための検討が行われました。

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度においても、引き続き、①地域循環圏に関する調査、②容器包装等の 3 R の取組、③ 3 R 普及啓発イベント、④各種リサイクル法の運用、⑤モデル事業をそれぞれ実施します。

特に①の地域循環圏に関する調査については、学識経験者や関係機関等から構成される「中部地方地域循環圏構築協議会」(仮称)を設置し、食品リサイクルの事例を通じて、地域循環圏構築のための調査・検討を実施し、その結果を食品リサイクルに関するモデル事業の実施につなげていきます。

また、②の容器包装等の 3 R の取組に関しては、これまでのレジ袋中心の取組がある程度進展したことを踏まえて、新たにトレイ等の容器包装を削減する取組を推進するための方策を検討します。さらに、小型家電のリサイクルの推進によるレアメタルの回収の可能性について、モデル調査等を通じた検討を実施します。

2 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても同様に減少していますが、引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各州市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。中部地方環境事務所では、これらの災害時に発生する廃棄物を処理する市町村に対し支援を行っています。

以下に、平成 20 年度に行った主な施策を紹介します。

①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組

不法投棄監視ウィーク(5月30日から6月5日まで)において、不法投棄撲滅運動シンボルマークの制定、シンボルマークをデザインした不法投棄防止を訴求する看板の作製及び設置、不法投棄防止を訴求するポスターの作製及び配布、全国一斉陸海空集中パトロール並びにPRグッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

②不法投棄監視通報システムの設置

地方自治体の不法投棄監視業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム(監視カメラ)を域内16団体(20か所)に設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、2か所において不法投棄行為者を特定し、検挙又は自治体による行政指導が行われました。

③中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄の未然防止と早期解決に資することを目的として、適正処理の推進に関する専門家を交え、自治体の指導的立場にある職員を対象とした連絡会議を開催し、その中で行政処分の指針の正しい解釈や不法投棄の未然防止対策等について意見交換等を行いました。

④地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催

地方自治体の各出先機関において産業廃棄物行政を担当する職員のスキルアップを図ることを目的として、日頃から産業廃棄物行政の先頭に立ち職務を遂行している自治体職員を招き、行政代執行事例の報告等を内容とする講演会を開催しました。

⑤災害廃棄物の適正処理

平成 20 年 8 月末に岡崎市を中心に愛知県内各地に被害をもたらした「平成 20 年 8 月末豪雨」の際には、中部地方環境事務所では直ちに被災地に職員を派遣し調査を行うとともに、被災した岡崎市等の関係 4 自治体を実施する災害廃棄物の処理に対して補助を行いました。また、同年 7 月末に北陸地方で発生した豪雨災害時にも、富山県南砺市等の関係 2 自治体を実施する災害廃棄物の処理に対し補助を行いました。

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度においても、引き続き、廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組、②不法投棄監視通報システムの設置、③中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催、④地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら実施します。また、⑤災害廃棄物の適正処理については、災害の発生に応じ迅速な対応を図ります。

3 廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。それとともに、法に基づく手続を経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が指摘されています。

このような状況を踏まえ、関係の税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を通じ、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

①保税エリアにおける検査

廃棄物処理法や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、環境省自らが貨物の検査を実施したり、税関による貨物開被検査に立ち会ったりして、

適法性の確認を行っています。これまでに、廃棄物処理法に基づく検査は3件、税関からの依頼に基づく立会いは17件、それぞれ実施しました。

②制度の普及啓発

輸出入関係事業者を対象としたパンフレットを作成し配布するとともに、法令の概要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年1回開催しています。

③事前相談の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理者からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かを判断し、相談者に口頭で回答する行政サービスです。これまでの実施実績は、平成17年度80件、平成18年度172件、平成19年度161件、平成20年度194件となっています。

〈平成21年度の施策〉

廃棄物やバーゼル法該当物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れ、さらに、事業者からの事前相談に対しては、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

4 漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内起因のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

漂流・漂着ごみについて、より効果的な発生源対策や清掃運搬処理を進めるためには、漂着の状況と地域の特性を踏まえた取組が必要であり、また、効率的な清掃方法の開発・利用や関係者の参加・協力が重要です。このため、一定範囲のモデル海岸地域について、地域全体の漂着ごみの状況や地域特性について情報を収集し、対策のあり方を検討することを目的として、平成19年度から「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を実施しています。中部地方では、以下の3か所をモデル地域として選定し、調査を実施しました。

- ・石川県羽咋市（羽咋・滝海岸）
- ・福井県坂井市（梶地先海岸）
- ・三重県鳥羽市（答志島）

また、漂着ごみの集積が著しい地域を重点海岸として選定し、地域の関係者と協力して国が緊急的にクリーンアップ事業を行い、優れた自然の風景地を復元するとともに、環境の保全を通じた地域の観光産業等の活性化を図ることを目的として、平成20年度及び21年度に限り、「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」を実施しています。中部地方では、以下の2か所が対象となっています。

- ・石川県輪島市（曾々木海岸～三つ子浜）

- ・石川県加賀市（塩屋海岸～片野海岸）

〈平成 21 年度の施策〉

「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査（第 2 期）」を、以下の海岸を対象として 2 か年の計画で実施するほか、「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」及び「グリーンワーカー事業」を実施し、対象海岸のクリーンアップを行い、さらにクリーンアップ後の漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。

- ・福井県坂井市（梶地先海岸～安島地先海岸）
- ・三重県鳥羽市（答志島桃取東地先海岸）

廃棄物・リサイクル対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度
(1) 産業廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進			
①	不適正処理の未然防止・早期発見のための監視・啓発活動	16	26
	A.自ら実施したパトロール等の実施	0	2
	B.自治体等実施のパトロール・検問等への支援協力	13	21
	C.そのほかの取組	3	3
②	不適正処理現場の現地調査等の実施	6	6
③	不適正処理に関する一般からの相談、通報の処理	41	37
④	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	28	29
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	9	8
	B.自治体等主催の不法投棄対策等の連絡会議への参加	11	6
	C.自治体等主催のそのほかの廃棄物対策関連の会議への参加	8	7
	D.その他	0	8
⑤	地方自治体等からの各種相談や疑義照会	24	26
⑥	アスベスト無害化処理認定制度の事前相談	2	4
	A.事前相談への対応	2	3
	B.認定申請の審査	0	1
(2) 一般廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進			
①	循環型社会形成推進地域協議会への参画	8	11
②	循環型社会形成推進交付金申請に係る相談等の処理	36	40
③	汚水処理施設整備交付金申請の処理	0	0
④	災害等廃棄物処理事業費補助金の査定	10	8
⑤	災害等廃棄物処理事業費補助金の市町村等向け説明会の開催	2	0
⑥	下水道法に基づく公共下水道等事業計画に係る協議	5	3
⑦	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	25	26
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	0	0
	B.自治体等主催の会議への参加	1	1
	C.地方自治体等からの各種相談や疑義照会への回答	24	25
(3) 廃棄物の輸出入に係る規制の執行			
①	事業者からの輸出入に係る事前相談への対応	203	199
②	廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る申請処理	5	7
	A.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認に係る申請処理	5	7
	B.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸入許可に係る申請処理	0	0
③	事業者等に対する立入検査、報告徴収等	13	5
④	バーゼル法に関する事業者向け説明会の開催	1	1
⑤	未然防止のための対策等	0	0
⑥	バーゼル物の輸入に係る処分完了通知の受理	0	0
⑦	バーゼル物の輸入に係る国内処理施設の環境法令違反事例の照会	0	0
(4) 廃棄物の再生利用等の推進			
①	家電リサイクル法に基づく立入検査等の実施	70	73
②	自動車リサイクル法に基づく立入検査等の実施	33	34
③	食品リサイクル法に基づく再生利用事業の登録申請等の受理・審査	10	7
④	廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度・広域処理認定制度に関する事前相談、現場確認	28	28
⑤	容器包装3R推進環境大臣賞募集受付業務	6	5
⑥	食品リサイクル法に係る登録再生利用事業者調査	0	0
⑦	容器包装リサイクル法に係る調査	0	0
⑧	容器包装リサイクル説明会	1	1
(5) 地域における3R取組の活性化			
①	NPO、事業者が実施する3R推進のための実証事業の審査	11	5
②	ごみの減量化や3R推進のための啓発活動の主催(3R推進ブロック大会等)	2	3
	A.自ら主催・共催したもの	2	3
	B.他の機関が主催したものにスピーカー・ブース出展等により参加したもの	0	0
	C.他の機関が主催したものを後援したもの	0	0
(6) 廃棄物処理業所管大臣としての各種法制度の施行			
①	廃棄物処理業者からエネルギー使用量の報告(省エネルギー法)や温室効果ガス排出量の報告(温暖化対策推進法)等の受理	105	110
②	中小企業等協同組合法に基づく設立の認可・変更等の申請の処理	11	12
(7) その他			
①	漂流漂着ごみに関すること	7	9

Ⅲ 環境保全対策

1 地球温暖化対策の推進

(1) エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境省では、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）の排出抑制対策を推進するため、エネルギー対策特別会計（平成18年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）を活用した補助事業及び委託事業を実施しており、その一部を地方環境事務所が担当しています。

①補助事業

平成17年度以前は、地方環境事務所は申請書の受付のみを担当し補助金の交付は環境省本省が行っていましたが、平成18年度以降は申請書の受理から交付まで執行しています。平成20年度までに中部地方環境事務所が執行した補助事業は以下のア～カの事業です。

ア 実行計画に基づいた、地方公共団体施設への代エネ・省エネ施設設備の導入に対する支援（対策技術率先導入事業、業務部門対策技術率先導入補助事業）

イ 都道府県が地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に対する支援（エコハウス整備事業）

ウ 地方公共団体による次世代車・低公害車の導入に対する支援（次世代低公害車普及事業、低公害（代エネ・省エネ車）普及事業、低公害車普及事業）

エ 管内7県の地球温暖化防止活動推進センターが地域住民に対して行う普及啓発・広報活動への支援（都道府県センター普及啓発・広報事業）

オ 地球温暖化対策地域協議会の活動として行う代エネ・省エネ対策機器の導入に対する支援（地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業、地域協議会民生用機器導入促進事業）

カ 自然冷媒（ノンフロン冷媒）を用いた冷凍冷蔵装置の導入に対する支援（省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業、省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業）

これらの補助事業は、平成17年度以降その名称と内容を変更しつつ現在に至っていますが、各年度の採択件数は表1のとおりです。

表1 年度別補助事業別採択件数

補助事業	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ア	3	5	3	3
イ	1	1	—	—
ウ	2	2	2	4
エ	5	6	7	7
オ	122 (9)	30 (3)	20 (2)	3 (1)
カ	1	3	1	2

(注) オの()内の数字は、協議会数

アの対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業の概要は、表2のとおりです。

表2 対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業概要

年度	自治体名	事業概要
17	石川県	県有3施設へESCO事業による建物全体の省エネ設備を導入
	岐阜県	県庁舎別館（シンクタンク庁舎）へ高効率冷温水発生機1基を導入
	飛騨市	市民病院における省エネタイプの蒸気ボイラーの導入及び蒸気仕切弁の改善
18	石川県	県営2施設（金沢中警察署・石川県工業試験場）にESCO事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	県営播磨浄水場へ太陽光発電（150kW）を導入
	飯田市	健康増進施設へ太陽光発電（20kW）を導入
	名古屋市	消防署の出張所宿直施設に燃料電池（1kW）を導入
	安城市	市庁舎へ太陽光発電システム（27.5kW）を導入
19	石川県	県有2施設（教育センター、金沢西警察署）にESCO事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	北勢水道事務所屋上に太陽光発電（20kW）を導入
	箕輪町	消防署・地域交流センターへ太陽光発電（25kW）を導入
20	三重県	浄水場沈殿池上部に太陽光発電（150kW）を導入
	石川県	県有4施設（小松県税事務所・南加賀農林総合事務所、石川中央保健福祉センター、中能登総合事務所・中能登農林総合事務所、能登中部保健福祉センター・中能登土木総合事務所）にESCO事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	西尾市	市庁舎屋上に太陽光発電（50kW）を導入

また、カの省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業に係る補助事業の概要は、表3のとおりです。

表3 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業に係る補助事業概要

年度	事業者名	対象工場・事業所名、所在地	事業内容	冷媒
17	前田運送	前田運送川越町物流センター 三重県三重郡川越町	物流センター新築工事における空気サイクル廃熱利用冷凍装置導入事業	空気
18	味の素冷凍食品株式会社	味の素食品株式会社 中部工場 岐阜県揖斐郡	冷凍食品生産設備における自然冷媒凍結装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	枇杷島製氷株式会社	枇杷島製氷株式会社 名古屋市	製氷工場新築工事におけるNH ₃ 冷凍装置導入事業	NH ₃
	江崎グリコ株式会社	三重グリコ株式会社 三重県津市	三重グリコ株式会社No.1、No.2製品冷蔵庫冷凍装置更新事業	NH ₃ CO ₂
19	高岡冷蔵株式会社	高岡冷蔵株式会社富山工場 富山県富山市	富山工場新築工事における自然冷媒冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂

20	名豊興運株式会社	名豊興運株式会社小牧冷凍センター 愛知県小牧市	冷凍センター新築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	興和冷蔵株式会社	興和冷蔵株式会社中部物流センター 愛知県一宮市	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂

②委託事業

環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業（国土交通省、警察庁との連携事業）推進のための普及啓発委託業務を、平成 17～19 の各年度に、愛知県豊田市地域及び三重県北勢地域において各地域のモデル事業推進協議会と連携し実施しました。

同事業では、例えば三重県北勢地域での「E S Tフォーラム～地球温暖化とクルマ、公共交通について考える～」(平成 19 年 11 月、四日市商工会議所ホール、参加人員約 120 人) の開催、愛知県豊田市地域でのケーブルテレビを活用した啓発番組の放映等、各地域の E S T の普及に向けて様々な啓発活動を行いました。

また、平成 20 年度からは、環境省本省が執行する委託事業である「低炭素地域づくり面的対策推進事業」に関し、地方環境事務所から同事業を実施する地域協議会へオブザーバーとして参加することとなり、平成 20 年度は、富山県富山市、長野県茅野市及び愛知県豊田市の各地域協議会に参画しています。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の周知等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法) に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度、地方公共団体実行計画・地球温暖化対策地域推進計画の策定及び地球温暖化対策地域協議会に関し、制度の周知活動や指導を行っています。

①温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知

温対法に基づき、平成 18 年 4 月から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者) に自らの温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することが義務付けられていますが、平成 20 年 6 月の温対法改正により、平成 21 年度排出量(平成 22 年度に報告) から企業・フランチャイズチェーン単位での報告になる等新しい算定・報告方法に変更されることから、環境省本省と中部地方環境事務所では同制度の周知のため事業者に対する説明会を開催しました。

また、中部地方環境事務所では、同制度に関する質問や特定排出者コードに関する問い合わせに対応しています。

②地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進

県又は市町村の事務・事業についての温室効果ガス排出量の削減措置に関する地方公共団体実行計画及び当該区域内における活動から排出される温室効果ガスに関する地球温暖化対策地域推進計画については、温対法に基づき、県等が策定の推進に取り組んできたところであり、環境省本省と中部地方環境事務所では、地方公共団体実行計画策定ガイドライン及び地域推進計画策定マニュアルに関する説明会を開催しました。

また、中部地方環境事務所では、両計画に関する問い合わせに対応しています。

③地球温暖化対策地域協議会に関する業務

環境省では、温対法に基づいて設立された地球温暖化対策地域協議会の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の設立状況や活動内容等の情報をインターネット等を通じて一般に公表することにより、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しており、中部地方環境事務所では地域協議会の設立に関する指導、登録申請書の受付窓口対応を行っています。

中部地方環境事務所管内の県別登録済み地域協議会数（平成 21 年 3 月 31 日現在）は表 4 のとおりであり、合計で 57 協議会あります。

表 4 管内の県別登録済み地域協議会数

富山県	5	長野県	11	三重県	5
石川県	13	岐阜県	4	管内合計	57
福井県	4	愛知県	15		

(3) 地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査の実施

地方公共団体による取組の更なる展開を図るため、平成 20 年度の請負調査（請負先：株式会社三菱総合研究所）として、地球温暖化対策の観点からの中部地方の地域特性について分析するとともに、県や主要な市において現在進められている CO₂ の排出削減等の地球温暖化対策の状況について整理・分析を行い、今後の地球温暖化対策の方向性について検討を行いました。

(4) 中部エネルギー・温暖化対策推進会議

中部エネルギー・温暖化対策推進会議は、中部地域の国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、環境 NPO 等をメンバーとして、中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報を交換・共有し、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめとする中部地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、平成 17 年 3 月に設置されました。

中部地方環境事務所は、中部経済産業局とともに同推進会議の事務局を担当し、関係機関との連携を図りつつ、主として民生部門の啓発を図る取組を行ってきました。このうち、代表的な取組は表 5 のとおりです。

表 5 中部エネルギー・温暖化対策推進会議による主な取組

開催年月日・開催場所	取組名	連携団体	参加者数
平成 19 年 1 月 19 日及び 2 月 2 日・中部地方環境 事務所	温暖化防止対策技術の基礎講座	—	各開催日につき約 30 人
平成 20 年 2 月 16 日・富 山市（富山市民プラザ）	CO ₂ 削減セミナー・北陸 ～家庭 から始める地球温暖化ストップ～	富山及び石川の各県地 球温暖化防止活動推進 センター	約 70 人
平成 20 年 3 月 29 日・津 市（アストホール）	講演会&東海 3 県活動報告ー知ろ う・わかろう・始めよう！地球温 暖化防止	岐阜、愛知及び三重の 各県地球温暖化防止活 動推進センター	約 130 人
平成 21 年 1 月 24 日・岐 阜市（ホテルグランヴェ ール岐山）	シンポジウム&中部 4 県活動報告 会ー地球温暖化防止 ひろがれ！ つながれ！ちいきの環(わ)	長野、岐阜、愛知、三 重の各県地球温暖化防 止活動推進センター	約 110 人

〈平成 21 年度の施策〉

温対法の改正により、温室効果ガス算定・報告・公表制度については、平成 21 年 4 月から、特定排出者は新たな制度に基づく算定が求められることとなるとともに、新たに特定排出者となる企業も大幅に増加することから、同制度の周知を目的とする説明会を平成 21 年度においても開催します。同様に、温対法の改正により、都道府県及び特例市以上の市については、地方公共団体実行計画と地球温暖化対策地域推進計画とを統合した新たな実行計画の策定が義務付けられたところであり、地方公共団体の実行計画策定に向けた取組の推進を図るための新実行計画策定マニュアルに関する説明会を開催します。

また、中部地方環境事務所管内で地球温暖化対策を地域において取り組んでいる団体（民生部門）については、その活動を紹介するとともに、それら団体間の連携した活動を促進するためのイベントを実施します。

2 環境教育の振興・環境保全活動の促進

（1）中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する地方拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

中部地方環境事務所では、平成 17 年 9 月に名古屋市に「中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）」を設置し、市民やNPO、企業、行政等の協働により、パートナーシップへの理解と認識を深めるための企業・行政・民間団体等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しています。EPO中部の年度別利用者数は、表 6 のとおりです。

表 6 中部環境パートナーシップオフィス利用者数

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
来館者数（人）	1,164	1,727	1,846	2,132
HPアクセス数	36,586	137,988	174,365	193,844

（注）平成 17 年度については、9 月に開館したため、来館者数は 7 か月間の総数。

HPは 11 月に開設したため、HPアクセス数は、5 か月間の総数。

〈平成 21 年度の施策〉

EPO中部設置から 3 年が経過し、中部地方における環境パートナーシップ推進のための基盤となる関係づくりができ、促進要因や阻害要因が見えるようになってきました。

平成 21 年度においては、全国に発信できるような中部地方の特色を生かした環境パートナーシップ事例の形成支援及び情報発信を主眼に起き、事業を展開していきます。

また、平成 22 年に愛知県名古屋市で開催が予定されている生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けた民間団体・企業・行政等のパートナーシップ形成の支援も実施していきます。

(2) 環境白書を読む会の開催

平成 18 年に中部地方環境事務所として初めての「環境白書を読む会」を実施し、それ以降毎年度、表 7 のとおり 6 月の環境月間に「環境白書を読む会」を開催し、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図っています。

表 7 環境白書を読む会開催概要

開催年度	開催日	開催地	参加者数(人)
平成 18 年度	H18. 6. 27	三重県 (四日市市)	39
	H18. 6. 29	富山県 (富山市)	56
平成 19 年度	H19. 7. 11	愛知県 (名古屋市)	112
平成 20 年度	H20. 6. 20	長野県 (長野市)	34
	H20. 6. 27	愛知県 (名古屋市)	85

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度も、継続して「環境白書を読む会」を開催します。平成 21 年度版の白書は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」及び平成 20 年に制定された「生物多様性基本法」を受け、この 3 本の基本法を元に作成されます。このような機会を捉え、環境施策を分かりやすく国民の皆さんに伝えていくとともに、平成 22 年に開催される C O P 10 に向けて、意識向上のための普及啓発活動としても積極的に取り組む予定です。

(3) 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の取組の推進

「国連持続可能な開発のための教育 (E S D) の 10 年」(平成 17 年～26 年)の推進のため、平成 18 年 3 月に決定した我が国における実施計画に基づき、E P O 中部における事業として地域における実践事例の収集及び勉強会の開催、パンフレット等を通じた普及啓発等の取組を行いました。中部地方環境事務所においても、平成 20 年度に、中学生程度を対象として「日常生活で、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動すること」を呼びかける小冊子(『SUSTAINABLE BOOK』)を作成・配布しました。

また、環境省では平成 18～20 年度に「国連 E S D の 10 年促進事業」を全国 10 か所で展開しましたが、中部地方では平成 18・19 年度の 2 か年で愛知県春日井市の「かすがい KIZUNA」がモデル事業として採択され、実施されました。

〈平成 21 年度の施策〉

「持続可能な社会」を創るために、既に中部地方に存在している「持続可能な開発のための教育」活動を更に発掘し、優良事例の共有化を図ります。また、中部地方における行政職員を対象に「持続可能な開発のための教育」等の普及啓発を図り、中部地方から「持続可能な社会づくり」をリードする政策が生み出されるよう、関係機関との連携を強化します。

(4) 環境教育リーダー研修基礎講座の開催

中部地方における環境教育・環境学習を推進する人材として、今後重要な役割が期待される学校教員及び地域の環境活動実践リーダーを対象に研修を行い、指導者としての能力を養成するとともに、参加者相互の交流によりパートナーシップ構築の礎を築き、地域における環境教育・環境学習の推進を図るため、平成13年から毎年度管内各県を巡る形で実施しています。平成18年度以降の開催概要は、表8のとおりです

表8 環境教育リーダー研修基礎講座開催概要（平成18～20年度）

開催年度	日程	開催地	参加者数（人）
平成18年度	H18. 8. 23-25	三重県（鈴鹿市）	45
平成19年度	H19. 8. 27-29	長野県（塩尻市）	48
平成20年度	H20. 8. 20-22	岐阜県（高山市）	54

〈平成21年度の施策〉

平成21年度も継続して本研修を愛知県にて実施する予定です。愛知県での開催は2回目に当たるため、前回とは異なる内容とし、より具体的に参加者が議論を行い、各自の活動の場の研鑽となるような研修とします。また、COP10開催に当たっての支援・貢献となるよう、研修内容の工夫をする予定です。

（5）環境カウンセラー研修の実施

環境省では、平成8年9月に「環境カウンセラー登録制度実施規程」を告示し、環境カウンセラー登録制度を創設しました。この制度は、環境保全活動を行おうとする市民や事業者に対して環境保全活動等に関する知識を付与したり活動に関する助言や指導を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として国民に広く推奨すべき者を登録し、広く一般に公表することにより、市民や事業者等の環境保全活動を推進するものです。

この環境カウンセラーに対して、実施規程に基づき、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図ることを目的に、環境カウンセラー研修を表9のとおり実施しました。

表9 年度別環境カウンセラー研修の概要

平成17年度環境カウンセラー研修（平成17年12月14日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	環境学習・教育（愛知万博から学んだこと）	川島 直（財団法人キープ協会常務理事）	125人
事例発表	3Rの推進	山川 幹子（環境カウンセラー）	27
	我が家の環境大臣事業	金田 八重（環境カウンセラー）	25
	環境経営とエコアクション21	磯谷 善一（環境カウンセラー）	34
	地球温暖化防止と環境パートナーシップによる解決法	深谷 正明（環境カウンセラー）	39
平成18年度環境カウンセラー研修（平成18年10月25日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	地域社会を巻きこんでの活動	千頭 聡（日本福祉大学情報社会学部教授）	119人
事例発表	教育現場との連携	岡本 明子（環境カウンセラー）	30
	地域活動の中での温暖化対策	小林 由紀子（環境カウンセラー）	24
	事業者と連携の環境教育	篠田 陽作（環境カウンセラー）	38
	事業現場での活動	平林 昭敏（環境カウンセラー）	27

平成 19 年度環境カウンセラー研修（平成 19 年 11 月 6 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	名古屋の二酸化炭素 2050 年に 1990 年比マイナス 60%？	竹内 恒夫（名古屋大学大学院環境学研究所教授）	120 人
事例発表	カウンセラー活動について	服部 宏（環境カウンセラー）	36
	エコライフ・ゴミ問題	矢口 芳枝（環境カウンセラー）	26
	学校ビオトープについて	井上 哲夫（環境カウンセラー）	26
	企業から市民に向けた環境活動	中野 昭彦（環境カウンセラー）	32
平成 20 年度環境カウンセラー研修（平成 20 年 11 月 5 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	生物多様性～動物園の役割と動物園で学ぶこと～	小林 弘志（東山動物園園長）	133 人
事例発表	生物多様性とは	坂部 孝夫（環境カウンセラー）	31
	生物多様性のプログラム	青木 雅夫（環境カウンセラー）	27
	生物多様性のフィールドワーク	後藤 公男（環境カウンセラー）	36
	地球温暖化と生物多様性	杉山 範子（環境カウンセラー）	39

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度についても、研修内容の充実（昨今の情勢等を踏まえた内容、受講者のニーズに合った内容等）を図りながら実施します。会場については例年同様、名古屋国際会議場で行う予定です。

（6）中部エコライフ・フェアの開催

中部地方環境事務所管内のより良い環境対策の推進を目指し、地球温暖化、廃棄物の 3R、生物多様性の保全等様々な環境問題や環境保全活動への理解を深めてもらうため、他の国の地方支分部局、地方自治体、企業、NGO/NPO等の協力を得て、環境保全活動への取組についての展示や普及活動の啓発を目的に、6月の環境月間中に「中部エコライフ・フェア」を表 10 のとおり開催しました。

表 10 中部エコライフ・フェア開催の概要

平成 18 年度中部エコライフ・フェア （平成 18 年 6 月 6～8 日：名古屋市栄・オアシス 21「銀河の広場」）	
概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等	
参加団体	中部運輸局、中部地方整備局、名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、第四管区海上保安本部、中部経済産業局、名古屋地方気象台、名古屋市、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、愛知県、長野県、名古屋港管理組合、中部電力、東邦ガス、JR東海、名古屋鉄道、NEXCO 中日本、愛知県産業廃棄物協会、下水汚泥リサイクル、(株)エコアクションニュース、愛知環境カウンセラー協会、EPO 中部、第 48 回自然公園大会三重県実行委員会、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、ECO CARAVAN、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、Eco japan cop2006 実行委員会、伊勢・三河湾流域ネットワーク、かいたまや、コミュニティ・ユース・バンク momo、字と字で通じ合うアジア漢字圏交流、日本EVクラブ愛知、絆・創・倅 net、マイ箸基金、seRection、藤前干潟を守る会、ITエコサイクル推進機構、EXPOエコマネーセンター、あいち菜の花活用推進協議会（計 44 団体）
平成 19 年度中部エコライフ・フェア （平成 19 年 6 月 16～17 日：名古屋市栄・オアシス 21「銀河の広場」）	
概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等	
参加団体	名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、中部経済産業局、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、COP10 誘致委員会、なごや環境大学、名古屋森林管理組合、NEXCO 中日本、中部電力、東邦ガス、JR

	東海、名古屋鉄道、国立環境研究所、愛知環境カウンセラー協会、EPO中部、愛地球計画、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、碧い地球ねっと、ESD-T、EXPOエコマネーセンター、環境市民、木田エコクラブ、キルトネットワークジャパン、心のアラスカ、seRection、てとてボランティア会、日本野鳥の会愛知県支部、ネイチャークラブ東海、藤前干潟を守る会、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、森の天使、矢作川水系森林ボランティア会（計39団体）
	平成20年度ちゅうぶエコライフ・フェア （平成20年6月14～15日：名古屋市栄・オアシス21「銀河の広場」）
	概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等
参加団体	中部地方整備局、中部森林管理局、東海農政局、岐阜県、三重県、愛知県、名古屋市、NEXCO中日本、中部電力、COP10誘致委員会、愛知環境カウンセラー協会、EPO中部、中部空港島周辺海域調査研究会、フィットラボ、Sha-chi.jp、山崎川グリーンマップ、あいちの海グリーンマップ（計16団体）

（7）企業の社会的責任に関する活動の調査の実施

中部地方環境事務所では、平成18・19年度に企業の社会的責任（CSR）の中でも「環境協働」に焦点を当て、中部地方のパートナーシップに基づくCSR活動を調査しました（調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/earth/mat/m_2_1.html、http://chubu.env.go.jp/earth/mat/data/m_2/rep_h19.pdf）に掲載）。今後も環境パートナーシップを推進するため、中部地方のCSRの動向把握等をEPO中部でも取り組んでいきます。

（8）コミュニティ・ファンドに関する調査の実施

環境省では、地域において環境保全等の社会的な事業（環境コミュニティ・ビジネス）が、コミュニティ・ファンド等の投融資により自立的に活動することを促進するため、平成19年度から「コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業」を実施しています。

中部地方においても、平成19年度に地域のコミュニティ・ファンドと環境コミュニティ・ビジネスについての調査を実施しました（調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/earth/mat/data/m_2/rep_h19_com.pdf）に掲載）。

3 公害・化学物質対策の推進

（1）土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督

使用が廃止された有害物質使用特定施設（有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設）に係る工場又は事業場の敷地であった土地や都道府県知事が土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等は、「土壤汚染対策法」に基づき、当該土地の土壤汚染の状況について環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告することとされていますが、中部地方環境事務所は管内に事業所を有する指定調査機関の指定や各種届出の受付等の業務を行っています。

中部地方環境事務所が指導・監督を行うこととされている指定調査機関（当事務所管内のみに事業所を有する指定調査機関）は、平成21年3月31日現在192機関です。

また、毎年1回、環境省本省の指示により、指定調査機関の現況について確認を行っており、その結果に基づき指導等を行っています。

(2) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の窓口

石綿を吸入することにより、中皮種や肺がんになられた方及びこれらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族に対する「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請等の受付窓口を、独立行政法人環境再生保全機構及び保健所とともに行っています。

(3) 農薬使用基準遵守状況等監視調査

農薬使用者が「農薬使用基準」を遵守しているかどうかを確認するために、農薬の保管状況や排出水中の残留農薬を確認するための調査を平成16年度から実施しています。調査内容は、農薬の保管状況及び公共用水域に排出される水の残留農薬濃度であり、県の環境部局が残留農薬濃度の検査を実施しない県に所在するゴルフ場のうち、1県当たり1ゴルフ場に対し実施しています。

ゴルフ場で使用される農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」により45農薬について指針値が策定されていますが、指針値を上回る残留農薬が検出されたケースはありません。

(4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質のうち、その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等から見てその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合（他の化学物質の中間物として製造・輸入する場合等）において、製造・輸入者からの申出に基づいて国（厚生労働省、経済産業省及び環境省）の事前確認を受けた物質について、申出どおりに製造（輸入）が行われているかを確認するために、立入検査を実施しています。

立入検査は年2～3回、1回当たり数事業者に対し、環境省本省、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と合同で実施しています。

4 その他

(1) 環境影響評価

地方環境事務所における環境影響評価業務は、平成20年9月までは環境影響評価手続以降のフォローアップ作業が主な業務となっていました。

平成20年10月からは、戦略的環境アセスメント（SEA）の迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件のフォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則の改正が行われ、地方環境事務所の所掌事務として「環境の保全の観点からの環境影響評価に関する審査に関すること。」が明確に位置付けされました。

また、東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議、全国環境影響評価関係課長会議等の会議に出席し、意見交換を行っています。

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度においては、関係する国の地方支分部局や自治体と緊密な関係を築きながら、北陸地方においては整備新幹線や足羽川ダム建設事業、能登自動車道（田鶴浜～七尾）、また、東海地方では国道 19 号瑞恵道路、西知多道路等や、環境大臣意見提出終了案件の設楽ダム等の情報収集を行います。

（２）エコアクション 21 認証・登録制度の普及

エコアクション 21（E A21）認証・登録制度は、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく制度です。同制度の普及を促進するため、中部地方環境事務所主催のセミナーを平成 20 年度に表 11 のとおり開催しました。

表 11 エコアクション 21 認証・登録制度に関するセミナー実施概要

実施年月日	平成 21 年 1 月 30 日（金） 13:30～17:00
会場	名古屋商工会議所
主催	中部地方環境事務所
共催	名古屋商工会議所、エコアクション 21 地域事務局ぎふ、エコアクション 21 地域事務局あいち、エコアクション 21 地域事務局とよた
協力	岐阜県中小企業家同友会、愛知中小企業家同友会、三重県中小企業家同友会
参加者数	41 団体 51 人
内容	1) 全体セミナー ①エコアクション 21 認証・登録制度の概要、②認証・登録事業者による事例紹介 2) 個別カウンセリング（5 団体）

〈平成 21 年度の施策〉

中部地方環境事務所主催によるエコアクション 21 認証・登録制度に関するセミナーを平成 21 年度においては特に北陸地域の中小事業者を対象として開催します。

環境保全対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度
(1) 地球温暖化対策			
①	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計を活用した事業の交付申請書の審査、交付決定、額の確定・通知に係る事務	17	17
②	排出者からの温室効果ガスの算定量の報告、権利・利益の保護に係る請求の受領、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の提供、受領	0	0
③	温室効果ガス算定・報告・公表制度に係る説明会の開催	2	2
④	地域エネルギー温暖化対策推進会議等の開催	5	3
⑤	地球温暖化防止のための普及啓発活動の実施(イベントの企画、会議への出席、セミナーの開催、研修講師等)	15	1
⑥	改正フロン回収・破壊法に係る説明会	1	0
⑦	ESTモデル事業に係る普及啓発委託事業関係会議等	2	1
(2) 環境教育の振興、環境保全活動の推進			
①	環境パートナーシップオフィスの運営	124	54
②	環境教育リーダー研修・環境カウンセラー研修の実施	2	2
	A.環境教育リーダー研修の実施	1	1
	B.環境カウンセラーに対する研修の実施	1	1
③	環境問題に係る知識の習得のための学習会の開催	8	0
④	環境モニター会議の開催	0	0
⑤	エコアクション21の普及・啓発の実施(セミナー等への出席、講師等)	0	1
⑥	環境学習フォーラム・セミナー	0	0
⑦	環境カウンセラー協議会・ブロック会議	0	0
⑧	こどもエコクラブ事業	1	0
⑨	我が家の環境大臣事業	1	0
⑩	各種連絡協議会・情報連絡会・出前講座	3	14
⑪	グリーン購入法説明会	0	0
⑫	国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	2	1
⑬	環境モニター報告等	12	12
⑭	環境モニター委嘱	0	0
⑮	中部エコライフ・フェアの開催	1	1
⑯	訪問学習の受け入れ	0	1
⑰	環境モニターアンケートの実施	0	0
⑱	環境白書を読む会の開催	1	2
⑲	「地方公共団体の環境保全対策調査」	0	1
⑳	企業の社会的責任活動(CSR)の推進事業の実施	1	0
㉑	各種環境行事の活性化、環境保全活動の推進(後援名義)	26	29
(3) 公害・化学物質対策			
①	農薬取締法に基づくゴルフ場の農薬使用遵守状況の調査	3	3
②	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査、普及啓発活動	0	0
③	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、指導監督	75	50
④	農薬適正使用に関する指導者向け説明会の開催	1	0
(4) その他			
①	環境影響評価業務の情報収集・フォローアップ報告	3	5
②	所管法令改正等に伴う説明会の開催	2	8

IV 自然環境の保全と整備

1 国立公園の管理

(1) 上信越高原国立公園

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、浅間、菅平、志賀、草津の代表的な4つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の4地域に分け実施し、当初指定地域では「万座・草津・浅間」が平成19年に再検討が終了し、順次、「志賀高原」、「谷川・苗場」に着手することとし、「志賀高原」については、素案（事務所案）を作成しています。

「妙高・戸隠」地域は平成14年に第3回点検が終了し、5年以上が経過したことから、第4回点検のための調査を行っています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園では、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等により、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）により、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、外来種対策事業、清掃活動事業を行いました。

他方、同公園では、多様な主体の参画による公園管理を実現するための、草津・万座・浅間地域において参加型管理運営体制検討調査業務を管理計画に反映させるため平成19年度から20年度にかけて行うとともに、国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成20年3月にNPO法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定され、浅間地域で業務を実施しています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心に整備をしましたが、平成18年度から「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」においては山岳トイレ、「草津・万座・浅間」においては、本白根山の登山道、「妙高・戸隠」においては火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。

表1 上信越高原国立公園における許認可等の件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行為の許可等の件数	40件	43件	48件
事業の認可等の件数	117件	84件	71件

表2 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成18年度	357,900	谷川三国線歩道（山岳トイレ）、苗場山登山線歩道、谷川岳野営場、ほか
平成19年度	187,300	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、鳥居峠四阿山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成20年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか

※事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

〈平成21年度の施策〉

「志賀高原」の公園計画及び「妙高・戸隠」の公園計画については、それぞれ平成22年度春及び平成21年度秋の中央環境審議会に諮問をすべく素案（事務所案）を作成し関係行政機関との事前協議を進めます。

平成20年度に上信越高原国立公園（草津・万座・浅間）管理検討会において提案された管理計画については、パブリックコメント実施の上策定します。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行うとともに、平成21年度から群馬県内の一部地域において法定受託事務の返戻があることから引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成21年度のグリーンワーカー事業でも、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業、清掃活動事業、新たに火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成20年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き安全・安心、自然環境の保全に十分配慮し整備を行います。

（2）中部山岳国立公園

中部山岳国立公園は、昭和9年12月4日に指定されました。平成17年度に公園区域及び公園計画の見直し作業（第1回点検）を終了し、平成20年度からは中部山岳国立公園南部地域（上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域）を対象に管理計画検討会を立ち上げ管理計画の策定を行っています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハンゴンソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

平成16年度から一部観光バス乗り入れ規制を行い新たな局面を迎えた上高地の自動車利用適正化は、さらにインバウンドによる外国人利用者への対応及び上高地内における利用者と人慣れしたニホンザルに代表される野生動物との適正な関係の構築が求めら

れています。

同公園内の施設整備については、国立公園の保護及び適正な利用を図るため、集団施設地区の平湯、上高地、乗鞍及び立山において、安全・安心に配慮した整備を実施するとともに、平成 18 年度からは特に重要な路線の登山道について整備を開始しました。

表 3 中部山岳国立公園における許認可等の件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行為の許可等の件数	116 件	75 件	63 件
事業の認可等の件数	91 件	89 件	77 件

表 4 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 18 年度	184,800	立山槍ヶ岳線歩道、室堂園地、上高地園地、島々明神線歩道ほか
平成 19 年度	325,800	中俣長梅線歩道、室堂園地、島々明神線歩道、上高地園地、乗鞍高原園地ほか
平成 20 年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか

※事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

〈平成 21 年度の施策〉

中部山岳国立公園南部地域の管理計画は、平成 21 年度内に 2 回の管理計画検討会を開催し策定します。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。平成 21 年度のグリーンワーカー事業でも、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

さらに、人と地球にやさしく、安全・安心に配慮した集団施設地区を目指し、上高地、立山において園地整備を実施するとともに、上高地のシャトルバス入口に当たる沢渡地区において、観光バス乗り入れ規制に対応した整備を関係市と協力し実施し、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図ります。

(3) 白山国立公園

白山国立公園は、昭和 37 年 11 月 12 日に国立公園に指定されました。平成 15 年度から公園区域及び公園計画の見直し作業（第 2 回点検）に着手しました。平成 17 年 10 月以降、素案（事務所案）を基に関係行政機関との事前協議を進めています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や低地性植物の侵入防止対策等の外来種対策事業

等を行いました。

他方、同公園とその周辺地域の4県6市1村の関係者が地域や立場を越えて協議・連携・協働する組織として、平成19年1月に環白山保護利用管理協会を中部地方環境事務所が主体となって立ち上げました。さらには、この組織を含め多様な主体の参画による公園管理を実現するための、参加型管理運営体制検討調査業務を平成19年度から20年度にかけて行っています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、別当出合室堂線、別当出合弥陀ヶ原線及び白山南山稜線等の登山道整備を計画的に継続してきたほか、一部の園地整備を平成18年度及び20年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備としてのエントランス整備事業を平成19年度及び20年度に、それぞれ実施しました。

表5 白山国立公園における許認可等の件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行為の許可等の件数	30件	46件	47件
事業の認可等の件数	7件	3件	15件

表6 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成18年度	79,500	岩屋俣谷園地、加賀禪定道線歩道、別当出合室堂線歩道ほか
平成19年度	133,200	白山南山稜線歩道、別当出合弥陀ヶ原線歩道、エントランス整備ほか
平成20年度	108,000	白山大白山線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道、根倉谷園地ほか

※事業費については、石川県への施行委任事業分を含む

〈平成21年度の施策〉

公園計画については、平成21年度春の中央環境審議会に諮問し、答申を経て告示を行います。その後、速やかに白山国立公園の管理計画の改定作業に着手します。他方、国立公園総点検事業の一環として、同公園及びその周辺地域においても、新たな視点に基づく自然環境調査等と評価を行い、より良い公園のあり方について検討をします。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。平成21年度のグリーンワーカー事業でも、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業として、ボランティア等も活用したオオバコ等の駆除や、人為的に持ち込まれたとされるコマクサ対策事業を実施します。これら事業実施及び公園の管理運営体制の構築にあたっては、引き続き環白山保護利用管理協会と連携をするとともに助言を実施します。

さらに、人と地球にやさしい集団施設地区を目指し、中宮温泉及び市ノ瀬ビジターセンターの改修を進めるとともに、引き続き白山登山利用の促進とその適正化を図るため、登山道整備を行います。

(4) 伊勢志摩国立公園

伊勢志摩国立公園は、昭和 21 年 11 月 20 日に国立公園に指定されました。平成 16 年度から第 5 回点検に着手し、平成 18 年春の中央環境審議会の諮問・答申を経て、平成 18 年 8 月 1 日に公園計画が告示されました。告示を受け、平成 18 年 10 月から管理計画の改定作業に着手し、自然環境局長承認手続を進めています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、「自然公園法」に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、地域と協働により実施する公園内の清掃活動及び展望を阻害している樹木等の処理を行う景観回復事業のほか、希少な植物群落の保全を図るため、その脅威となっている外来種の駆除事業を行ってきました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、園地を含む横山集団施設地区を平成 18 年度及び 19 年度に、近畿自然歩道を平成 19 年度及び 20 年度にそれぞれ整備しました。

表 7 伊勢志摩国立公園における許認可等の件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行為の許可等の件数	126 件	122 件	141 件
事業の認可等の件数	17 件	18 件	9 件

表 8 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 18 年度	199,750	横山集団施設地区
平成 19 年度	101,600	横山集団施設地区、近畿自然歩道
平成 20 年度	16,500	近畿自然歩道

〈平成 21 年度の施策〉

公園計画については、次回点検に向けて情報収集等を実施します。管理計画については、引き続き環境省本省と調整し、管理計画書の作成（完成）を目指します。

また、「自然公園法」に基づく許認可業務については事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。平成 21 年度のグリーンワーカー事業では、これまで実施してきた清掃活動及び景観保全対策等を引き続き行うほか、国立公園クリーンアップ推進事業として、漂着ごみにより環境悪化が懸念されている海岸において自然環境の維持・回復を行うため、漂着ごみの回収処分を実施します。

さらに、人と地球にやさしい横山集団施設地区を目指し、横山ビジターセンターの改修を図るとともに、引き続き同公園内のエントランス整備事業を進めます。

2 自然とのふれあいの推進

上信越高原国立公園の「志賀高原」においては、信州大学志賀自然教育園との共催で

4月29日の「昭和の日」に自然観察会を開催しています。

また、伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町から成る伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会があり、同協議会が中心となって自然観察会等の自然ふれあい活動が実施されています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動が推進されてきましたが、中部地方環境事務所では白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成20年度からは白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を始めました。

これらの自然ふれあい行事は、特に、毎年、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等において重点的に実施しました。

また、平成18年11月に伊勢志摩国立公園指定60周年であることを機に、伊勢志摩国立公園において、「第48回自然公園大会」を開催しました。

白山、伊勢志摩国立公園を主な活動地域として登録している自然公園指導員の連絡調整を図るための連絡会議を開催し、利用者指導の充実を図りました。

また、上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢」の2地区でそれぞれ51人と35人、中部山岳国立公園の「上高地」で70人、伊勢志摩国立公園で48人、白山国立公園で46人のパークボランティアが登録されており、ボランティアに対する活動の支援を実施しました。特に、上信越高原国立公園の「妙高」及び白山国立公園のパークボランティアについては、平成20年度にパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等の見直しを行いました。

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を開催し、上信越高原国立公園の「万座」及び「戸隠」では雪上と湖の生態系に関する観察会を、中部山岳国立公園乗鞍岳の高山帯では外来種除去（セイヨウタンポポ）を、白山国立公園では動植物調査や登山道の美化清掃を、伊勢志摩国立公園では海を舞台に生き物観察会や海岸清掃等を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

また、9名のアクティブレンジャーが、国立公園内で行われている地元等主催の各種自然観察会において、講師として参加しました。

〈平成21年度の施策〉

前年度に引き続き、共催の自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図るとともに、特にパークボランティア運営基本計画を改定し、組織及び活動内容の見直しを行った「妙高」においてパークボランティアの強化を図ります。

また、特に「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置きながら、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会の一員として自然ふれあいの推進を行うほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

3 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として平成17年度から毎年実施している「エコツーリズム大賞」については、中部地方環境事務所管内から、株式会社ピッキオ（第1回大賞）、株式会社南信州観光公社（第1回優秀賞）、紀南ツアーデザインセンター（第1回特別賞）、加賀市観光協会・加賀市観光情報センター（第2回特別賞）、特定非営利活動法人信越トレイルクラブ（第2回特別賞、第4回優秀賞）、松本電気鉄道株式会社・濃飛乗合自動車株式会社（第2回特別賞）、海島遊民くらぶ・有限会社オズ（第2回特別賞、第3回優秀賞）、いしかわ自然学校（第3回優秀賞）、高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森（第3回特別賞）が受賞し、これらを先進的な取組として、ホームページやメールマガジン等でその取組を発信しました。

また、「都市と農山漁村の共生対流会議」（東海農政局主催）、観光立国推進東海地区省庁連絡会議（中部運輸局主催）等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツーリズム施策について理解を呼びかけました。

さらに、平成20年4月に「エコツーリズム推進法」が施行され、同年6月に同法の基本方針が閣議決定されたことを受け、同法の枠組みを活用したエコツーリズムの推進を図るため、地方公共団体や観光事業者の皆様等を対象とした説明会「エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会」を平成20年7月に長野県長野市で、「エコツーリズム推進法中部ブロック説明会～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～」を平成21年2月に三重県鳥羽市で開催しました。

平成20年6月には、長野県茅野市が「茅野エコツーリズム協議会」を設立し、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想を作成することが協議会で確認されました。

また、エコツーリズムに関する中部地方の自然環境の特性に合ったエコツアープログラムの開発等を含むモデル的な事業を実施することにより、エコツーリズムに取り組む事業者の支援を行い、エコツアーの質の向上に努めました。例えば、伊勢志摩国立公園は、環境省本省が実施した平成18年度エコツーリズム推進方策調査事業のうちエコツーリズム国立公園内推進調査の対象となり、志摩地域におけるエコツーリズム推進方策について検討に協力しました。平成19年3月には三重県鳥羽市においてエコツーリズムシンポジウム「エコツーリズムで地域が変わる」を開催し、一般市民へのエコツーリズムの認知度の向上を図りました。平成20年度は岐阜県白川郷において、地域に伝承されてきた和蠟燭づくりを一般の人にもエコツアーとして楽しめるようにプログラム化し、冬期間に雪に閉ざされる中部地方北部でも実施可能なエコツアーとして、その手法を中部地方北部のエコツアー事業者提供しました。

〈平成 21 年度の施策〉

長野県茅野市において「エコツーリズム推進法」に基づく協議会が設置され、また、三重県鳥羽市において同法に基づく協議会の立上げが検討されていることから、これを積極的に支援することを通じて、中部地方におけるエコツーリズムの一層の推進を図ります。

「エコツーリズム推進法」を踏まえ、石川県加賀市等エコツーリズムに関心を有する市町村に対して必要な助言を行うほか、様々な場面を通じてエコツーリズムの取組の利点についての普及啓発を行います。

4 その他

(1) 自然再生

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

平成 20 年度には、「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。また、同協議会に属する 3 作業部会の 1 つである「“彩り空間”形成・施設整備部会」の部会長の任に長野自然環境事務所が当たり、同部会において、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

また、同じ八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原においても、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が平成 16 年 5 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

上信越高原国立公園菅平地区において、地域の有志が菅平の景観再生を検討しており、地域の要請により自然再生の考え方や全国各地の取組状況等について情報提供をしました。

伊勢志摩国立公園内の英虞湾では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しています。それに伴い志摩市では、英虞湾の自然を再生するため、英虞湾自然再生協議会（会長：前川行幸氏（三重大学大学院生物資源学研究科教授））が平成 20 年 3 月に設立され、これまでに 5 回の協議会が開催されました。協議会では貧酸素水塊注意報の発令、海健康診断等について検討・議論が行われており、中部地方環境事務所はオブザーバーとして協議会に参加しています。

平成 19 年度には自然再生活動推進費を活用し、英虞湾及びその周辺に係る基礎情報等の収集・整理、広報普及パンフレット原稿及び広報普及映像の作成を行ったほか、水辺環境保全活動推進費を活用し「小学生英虞湾水質調査」を行いました。

自然再生協議会の設立が検討されている福井県三方五湖においては、福井県との協働の下で平成 20 年度には自然再生活動推進費を活用し、自然再生パンフレット作成を行い

ました。

〈平成 21 年度の施策〉

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 20 年度に引き続き「地方の元気再生事業」を希望しており、事業が採択され、同事業に最も関係する省庁が環境省となった場合は積極的に協力します。

また、自然再生情報連絡会議（西日本）に参加し、全国の自然再生に係る情報把握を行います。英真湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて、助言・情報提供を行います。三方五湖については、福井県との協働体制の下、自然環境の保全と再生に関する普及啓発に取り組みます。

新たに自然再生協議会の設立する地域がある場合も、必要に応じて、助言・情報提供を行っていきます。

さらに、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議を開催し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図ることにします。

（２）生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

平成 22 年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）及び同条約カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議が愛知県名古屋市で開催されることが、平成 20 年 5 月に決定しました。これを受け、中部地方環境事務所では COP10 の開催を契機に、中部地方の NGO、企業、地方公共団体等様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組が更に進むことを目指して、生物多様性を社会に浸透させる等様々な取組を行うこととしています。

これまで、地元による COP10 誘致及び誘致決定後の開催準備活動に対応するため、生物多様性条約第 10 回締約国会議誘致委員会及び誘致構想策定委員会（平成 19 年～平成 20 年 6 月）に参画（平成 19 年 5 月 22 日の国際生物多様性の日のイベントへの出展を含む。）したほか、同支援実行委員会・幹事会（平成 20 年 6 月～）等に参画して適宜助言を行いました。

平成 20 年度から開始された環境省の生物多様性保全推進支援事業については、中部地方環境事務所管内からは「いしかわの里山の生物多様性保全再生事業」（石川県）、「かが里山イヌワシの森再生事業」（石川県加賀市）、「中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業」（福井県敦賀市）、「千曲市生物多様性保全事業」（長野県千曲市）、「富士見町アツモリソウの里環境保全事業」（長野県富士見町）、「東三河生物多様性保全事業」（愛知県）、「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」（名古屋市）が採択されており、これらの状況について確認を行いました。

中部地方環境事務所独自の COP10 に向けた対応としては、平成 20 年度には所内勉強会を 6 回開催し、生物多様性条約及び生物多様性の保全と持続可能な利用についての理解を深めました。

また、中部地方環境事務所ホームページの中に「生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催に向けて」というページを作成し、中部地方の生物多様性に関する動きを集約して

発信することとしています。

さらに、これらの成果を踏まえ、生物多様性を分かりやすく身近なものとして感じてもらうためのパンフレットや教材を作成し、平成 21 年度以降活用することとしています。

〈平成 21 年度の施策〉

中部地方環境事務所の役割である中部地方の N G O、企業、地方公共団体等様々な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用の取組が更に進むことを目指して、生物多様性を社会に浸透させるとの観点に立ち、引き続き環境省本省や C O P 10 支援実行委員会と連携しながら C O P 10 に向けて開催される関連イベント等を含めて対応を行うほか、地域の様々な取組についてのフォローを行います。

生物多様性保全推進支援事業については、平成 21 年度新規事業として「アルゼンチンアリ防除事業」（愛知県田原市）が新規の案件として採択されたので、平成 20 年度に採択された 7 件とともに必要な助言や指導を行います。

中部地方環境事務所独自の取組としては、引き続きホームページを活用した情報発信を行うほか、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を普及啓発するためのワークショップを N G O と連携して開催するとともに、平成 21 年 6 月に環境省本省において策定が予定されている生物多様性地域戦略ガイドラインや生物多様性企業ガイドラインを中部地方に浸透させるためのセミナーを開催します。

自然環境の保全と整備関連の主な業務の件数

		平成19年度		平成20年度	
			長野		長野
(1) 国立公園の保全・整備					
①	公園計画の点検・見直し	3	2	4	2
②	公園事業の決定・変更・廃止	2	2	120	120
③	公園内直轄整備状況(発注件数)	56	36	42	29
④	公園内巡視・調査	204	36	314	150
⑤	公園事業承認・届出	194	173	172	148
⑥	公園事業事前指導	352	268	234	148
⑦	行為許可・届出	291	123	299	111
⑧	行為許可事前指導	678	197	736	210
⑨	グリーンワーカー事業(事業件数)	48	40	46	40
⑩	公園管理計画の改訂	2	2	0	0
⑪	管理計画の作成・見直し	2	2	3	2
⑫	公園内直轄施設維持管理(発注件数)	14	14	29	22
(2) 森林・緑地の保全等関係機関との調整					
①	関係行政機関との協議、連絡会議等	153	83	154	94
	A. 関係行政機関との協議	85	60	89	70
	B. 地方連絡会議等	48	3	35	3
	C. 各種行事出席	44	20	44	18
(3) 自然とのふれあい施策					
①	自然ふれあい行事の実施	251	110	133	73
②	自然ふれあい行事の参加者	3,744	1,775	2,944	1,684
③	子どもパークレンジャー	27	4	15	3
④	エコツーリズム普及等事業	0	0	10	1
⑤	パークボランティア研修会	5	3	4	3
⑥	自然公園指導員連絡会議・研修会	4	3	2	0
⑦	自然公園大会	0	0	0	0
⑧	自然ふれあい行事への参加	2	2	2	2
⑨	里地里山保全関係	7	0	9	0
⑩	生物多様性保全関係	29	0	151	0
(4) 国有財産(環境省所管)の管理					
①	土地、施設の使用許可・更新、測量・登記業務	91	91	187	187
	A. 土地、施設の使用許可	5	2	106	106
	B. 土地、施設の使用許可内容更新手続	2	2	3	3
	C. 土地、施設の使用許可地の返地手続	1	1	0	0
	D. 土地、施設の使用許可に係る債権発生通知事務	72	68	79	75
	E. 国有財産の用途廃止	3	3	3	3
	F. 国有財産の取扱及び事務処理上の指導事務	15	15	0	0
	G. 所管地境界確定測量業務(打合せを含む)	0	0	0	0
	H. 所管地登記事務	0	0	0	0
	I. 施設整備に伴う補償関係業務	0	0	0	0
(5) 自然再生推進法関連					
①	自然再生協議会の開催等	0	0	3	3
	A. 自然再生協議会の開催等	0	0	0	0
	B. 地元との調整	0	0	3	3
	C. 事業進捗状況の確認	0	0	0	0

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。

V 野生生物の保護管理

1 野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づいて鳥類又は哺乳類に属する野生動物（鳥獣）の捕獲や狩猟を規制すること等を通じ、鳥獣の適正な保護管理を行っています。

（１）許認可業務の実施と県等への指導

随時、地方環境事務所長権限に係る鳥獣の捕獲や狩猟等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 20 年度には 191 件の案件を処理しています。

また、県等の担当部局と必要に応じ情報交換を行い、相談があった場合には、県等が行う許認可等について、随時指導を行っています。

（２）国指定鳥獣保護区の管理

特に国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理に努めています。

中部地方環境事務所管内では、白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間、北アルプスの 7 箇所の国指定鳥獣保護区を管理しており、各保護区に鳥獣保護区管理員を配置して、鳥獣の生息調査や密猟防止の巡視等を行っています。

表 1 管内国指定鳥獣保護区一覧

保護区名	当初指定年月日	面積	指定区分	所在県
白山	昭和 44 年 3 月 31 日	38,061ha	大規模生息地	石川県・岐阜県
片野鴨池	平成 5 年 11 月 1 日	10ha	集団渡来地	石川県
七ツ島	昭和 48 年 11 月 1 日	24ha	集団繁殖地	石川県
藤前干潟	平成 14 年 11 月 1 日	770ha	集団渡来地	愛知県
紀伊長島	昭和 44 年 11 月 1 日	7,452ha	集団繁殖地	三重県
浅間	昭和 26 年 5 月 1 日	32,218ha	大規模生息地	群馬県・長野県
北アルプス	昭和 59 年 11 月 1 日	110,306ha	希少鳥獣生息地	富山県・長野県・岐阜県

近年行っている鳥獣保護区別の主な施策は次のとおりです。

①白山

中部地方環境事務所が設置された平成 17 年 10 月以降、白山鳥獣保護区の更新作業を行い、平成 20 年 10 月末で更新が確定しました。

②片野鴨池

平成 19 年度から鳥獣保護区内の鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業

として、自然環境等の詳細な調査を実施し、平成 20 年度末には保全事業基本計画の策定を目指しています。

③七ツ島

過去に人為的に持ち込まれ、生態系への被害を引き起こしているアナウサギの駆除を継続的に行っています。また、平成 20 年度にはオオミズナギドリ等の詳細な生息状況調査を行いました。

④藤前干潟

当該鳥獣保護区は、ラムサール条約湿地の登録と並行して指定され、平成 17 年 3 月には拠点施設として、稲永ビジターセンターと藤前活動センターを設置しました。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

表 2 拠点施設来館数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
稲永ビジターセンター	34,094 人	39,900 人	37,481 人	37,481 人
藤前活動センター	19,772 人	22,831 人	23,484 人	24,806 人
合 計	53,866 人	62,731 人	60,965 人	62,107 人

⑤紀伊長島

当該鳥獣保護区は、平成 21 年 10 月末に存続期間が満了するため、期間更新について現在鋭意作業を進めているところです。

また、特別保護地区に指定されている島嶼において、鳥類の繁殖に害をもたらすおそれの大きいドブネズミの生息の痕跡が確認されたことから、試験的な駆除を行っています。

⑥浅間

当該鳥獣保護区は、平成 23 年 11 月の次期指定に向け、平成 20 年度から鳥獣保護区内の野生鳥獣の生息状況やツキノワグマやニホンザルの生態、生息状況及び被害状況を把握し、更新作業の準備を行っています。

⑦北アルプス

当該鳥獣保護区は、平成 20 年度に上高地地域における公園利用者と野生動物との軋轢を軽減するため、ツキノワグマの出没状況への対応やニホンザルが人慣れしないように追い払いを実施しています。

(3) 特定鳥獣保護管理計画の策定支援

管内各県においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣が認められ、県知事が当該鳥獣の保護管理計画を策定することとなった場合には、県が実施する検討会等に参加し、助言に努めています。

また、中部地方環境事務所管内を含み広域的に生息し、特に鳥獣害の観点から問題と

なっているカワウやツキノワグマ等について環境省本省が開催する検討会にも出席し、情報交換と助言に努めています。

(4) ラムサール条約湿地の保全

中部地方環境事務所管内では、片野鴨池と藤前干潟の2つの国指定鳥獣保護区及び三方五湖（若狭湾国定公園）がラムサール条約湿地に登録されています。片野鴨池では、石川県加賀市が鴨池観察館を設置しており、(財)日本野鳥の会に管理運営を委託しています。藤前干潟では、環境省が前記のとおり2つの拠点施設を整備し、情報発信や体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用を推進しています。

平成20年度には石川県と福井県が、両湿地の情報交換の場としてラムサール条約湿地（片野鴨池・三方五湖）保全活用行政連絡会議を設置していますが、中部地方環境事務所もオブザーバーとして参加し、今後の保全と利用のあり方について助言を行っています。

(5) 高病原性鳥インフルエンザ対策

近年国内でも感染が確認され社会問題となっている高病原性鳥インフルエンザの野鳥対策としては、日頃から渡り鳥の多数飛来する鳥獣保護区周辺を中心に渡り鳥の個体数や異常等のモニタリングに努めているほか、平成20年11月以降隔月で藤前干潟鳥獣保護区において野鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウィルスの保有状況を調査しています。

平成21年2月に愛知県豊橋市の鶉飼育個体で高病原性鳥インフルエンザウィルス(H7N6亜型：弱毒タイプ)の保有が確認されたことを受け、中部地方環境事務所では現地で開催された高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会に環境省本省職員とともにオブザーバーとして参加したほか、環境省が実施した発生地周辺での野鳥捕獲調査及び糞便調査における調査地選定等の各種調整、調査補助等を行いました。

また、平成21年3月には担当職員及び関係県の担当者が現場で適切な対応ができるよう知識・技術の向上を図るため、専門家による高病原性鳥インフルエンザに係る研修会を実施しました。

〈平成21年度の施策〉

鳥獣保護法に基づく許認可事務を適正に実施します。

また、各国指定鳥獣保護区に配置した鳥獣保護区管理員を機動的に活用し、鳥獣の生息状況調査や密猟防止のための巡視等を実施します。

片野鴨池鳥獣保護区においては、保全事業実施計画の策定に努めるとともに、人の侵入防止柵の施工を行い、鳥獣保護区の保全管理に努めます。

七ツ島鳥獣保護区においては、引き続きアナウサギの駆除を行い、生息する鳥類の保護に努めます。

藤前干潟鳥獣保護区については、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向け、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発に資する各種行事等を実施します。

紀伊長島鳥獣保護区については、平成 21 年 10 月末に存続期間が満了となるため更新作業を適切に進め、特別保護地区に関しては公聴会を開催します。また、カワウの営巣による植生の被害が顕著であることからカワウ個体群の適切な管理を検討するための調査を行うとともに、ドブネズミの侵入が見られた箇所においては駆除を進めていきます。

浅間鳥獣保護区については、生息する鳥獣の種類及び生息数の変化等を把握し、鳥獣による被害防止対策調査を実地します。

北アルプス鳥獣保護区については、公園利用者と野生動物の軋轢を軽減するため、ツキノワグマ、ニホンザルの追い払い、巡視、注意標識の設置等に努めます。

高病原性鳥インフルエンザへの対応として、渡り鳥の渡来地におけるモニタリングに努めるほか、日頃からシミュレーションを重ね、野鳥の複数羽一斉死亡等異常発生時には必要に応じウィルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に資する適切な対応に努めます。

2 希少野生動植物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づいて絶滅のおそれのある野生生物の捕獲等を規制し、その保護に努めています。随時、希少野生動植物種等に係る捕獲等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 20 年度には 33 件の案件を処理しています。

種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ、ヤシャゲンゴロウ等については、環境省が策定した保護増殖事業計画に基づき保護増殖事業を実施しています。

アベサンショウウオについては、新たに生息地が確認されたことを受け、生息状況や生息環境を把握するための調査を平成 19 年から実施していますが、近年生息環境の悪化が懸念されています。

ヤシャゲンゴロウについては、生息場所が極めて局所的であり、環境の変化等による絶滅が危惧されることから、域外での飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を平成 18 年度から実施しているところです。

〈平成 21 年度の施策〉

種の保存法に基づく許認可事務を適正に実施します。

アベサンショウウオについては、これまでの調査結果を基に環境悪化が確認された生息地において環境改善のための事業を行うとともに、関係者に対し普及啓発を行います。

ヤシャゲンゴロウについては、引き続き飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を実施し、知見の集積に努めます。

アツモリソウ、ホテイアツモリソウについては、引き続き、生物多様性保全推進支援事業で、盗掘の監視や野生鳥獣による食害対策等から生育環境の保全に努めます。

その他管内の希少種の生息状況の把握に努め、各種開発案件等に伴う生息及び環境悪化の情報を収集し、関係機関との情報交換等対策の検討に資する施策の実施に努めます。

3 外来生物対策

平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、同法に基づく外来生物対策を実施しています。

最初は我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがあるとされる特定外来生物の指定種として 37 種が指定され、第 2 次指定で 43 種追加、その後順次追加され、現在 96 種が指定されています。指定種に関しては飼養・保管・運搬・輸入・譲渡が規制されているため、学術研究や生業の維持等の理由がある者がこれらを行うことに関しては申請内容を審査して、適正であれば飼養許可証を交付しています。平成 19 年度には生業の維持に係るセイヨウオオマルハナバチの飼養許可が 1,800 件余りと新規申請が集中しましたが、平成 20 年度には一段落して 214 件となり、その他としてはウシガエルやカミツキガメ等に係る申請を処理しました。

また、増えすぎた特定外来生物に対しては防除モデル事業を実施し、他の事例でもモデルとなりうる防除の方法を検討しています。

平成 18 年度から「オオクチバス等防除モデル事業」として犬山ため池群と石川県の片野鴨池の 2 か所で、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」として愛知県田原市で防除モデル事業を実施し、現地での防除作業を行うとともに、防除手法を整理したマニュアルの作成作業を行っています。また、平成 19・20 年度において「コクチバス等防除モデル事業」として野尻湖から流出する池尻川及び仁科三湖（青木湖、中綱湖、木崎湖）から流出する農具川の 2 箇所を「モデル調査河川」として分布拡大防止を整理したマニュアルを作成しました。

中部国際空港や名古屋港で特定外来生物が見つかった場合や、外来生物が持ち込まれた場合には、処分を行っています。平成 20 年度には、23 件の処分を行いました。

表 3 任意放棄個体の引き取り実績一覧表（平成 20 年度）

対象生物	モクズガニ	ヘリグロヒキガエル	シロアゴガエル	ルドベキア属 (オオハンゴンソウ)	カミツキガメ	アカミミガメ
区分	特定外来生物	未判定外来生物	特定外来生物	外来生物	特定外来生物	外来生物
処理件数	4	6	3	3	2	5

〈平成 21 年度の施策〉

引き続き特定外来生物の飼養等許可申請に対して、審査と許可証の交付を行います。

防除モデル事業としては、片野鴨池で「オオクチバス等防除モデル事業」を継続して実施していきます。また「アルゼンチンアリ防除モデル事業」については、中部地方でもう 1 か所発生が確認されている岐阜県各務原市において、田原市とは異なった防除手法が確立できないか検討することとしています。

また、特定外来生物等の任意放棄個体の引き取りや特定動物を含む遺失物の引き取り

業務を行っていきます。

4 その他

(1) 動物の愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)に基づき、関係地方公共団体等の指導に当たるとともに、普及ツールを制作し、法の主旨の周知徹底を図ってきました。

(2) ペットフードの安全の確保

平成 20 年 6 月にペット(犬、猫)の健康を保護するため、「愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が制定され、平成 21 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。これに向け、事業者を指導する立場にある農政局等との連携により、平成 21 年 3 月には名古屋市でペットフード安全法ブロック説明会を開催するなど、法の主旨の周知に努めています。

〈平成 21 年度の施策〉

動物愛護管理法の精神に沿って、国民に動物虐待の防止や動物愛護の適正な飼養と愛護、動物による危害の防止に資するよう普及啓発に努めます。

ペットフード安全法については、平成 21 年 6 月 1 日から施行されるのに伴い、一般からの安全確保に関する相談に対応するとともに、関係団体間の連絡会議を開催し、問題が発生した場合には、必要に応じ農政局等の立入検査等に同行し、現状の確認や問題点の指導等を行うこととします。

野生生物の保護管理関連の主な業務の件数

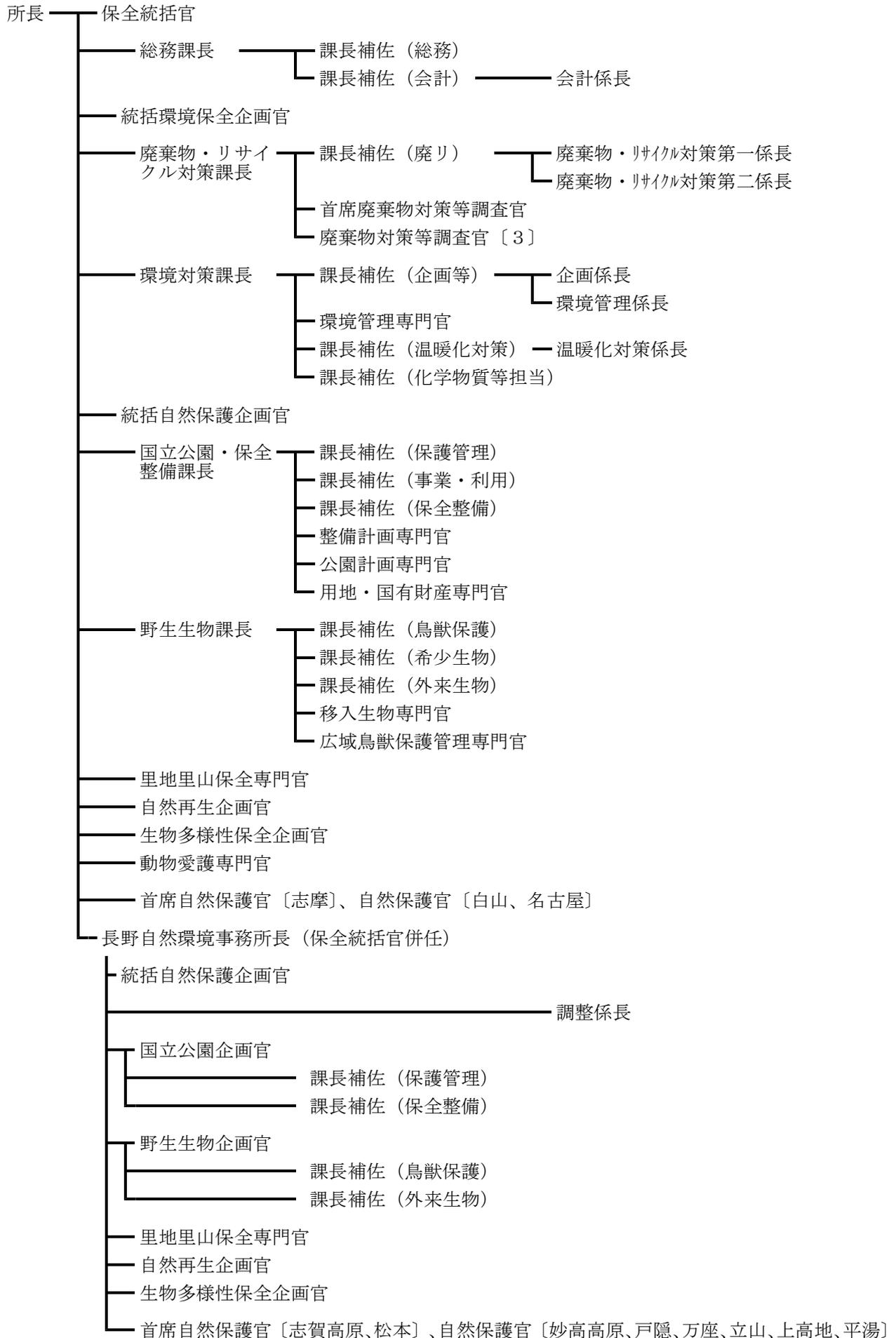
		平成19年度		平成20年度	
			長野		長野
(1) 希少野生動植物種の保護					
①	国内希少野生動植物種等の捕獲許可	19	5	33	7
②	種の保存法に基づく立入検査	3	0	6	2
③	保護増殖事業の策定・実行件数	3	0	3	0
④	緊急捕獲通知	11	0	12	0
⑤	国内希少野生動植物種等の傷病個体保護収容等	1	0	1	0
⑥	特定国内種事業に関する届出	0	0	0	0
⑦	野生生物専門家請負事業	0	0	0	0
⑧	特定希少種の事業の届出	0	0	0	0
⑨	開発問題への対応	2	0	3	0
⑩	各種会議出席	16	8	37	12
(2) 野生鳥獣の保護					
①	鳥獣保護区等指定に係る事前説明、公聴会の開催	9	0	3	0
②	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可	119	32	191	26
③	国指定鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置等許可	14	7	20	9
④	捜査関係事項照会・回答	12	7	26	5
⑤	鳥獣保護区管理員の業務確認	0	0	0	0
⑥	国指定鳥獣保護区保全事業にかかる調査業務	1	0	1	0
⑦	国指定鳥獣保護区移入生物駆除事業	0	0	1	0
⑧	特定計画の策定に関する指導等	2	0	4	1
⑨	第10次鳥獣保護事業計画策定に関する指導等	0	0	0	0
⑩	鳥獣保護区管理員の業務管理等	12	0	20	4
⑪	国指定鳥獣保護区ビジターセンター等の施設管理・運営	3	0	5	0
⑫	国指定鳥獣保護区における管理等業務(発注件数)	2	0	6	2
⑬	グリーンワーカー業務	1	0	3	1
⑭	藤前干潟協議会の総会及び運営委員会の運営補助	8	1	9	0
⑮	藤前干潟クリーン大作戦の実施	2	0	2	0
⑯	普及啓発イベントの実施	7	0	1	0
⑰	普及啓発にかかる講演会の実施	1	0	1	0
⑱	各種会議出席	37	0	82	28
⑲	新規鳥獣保護区指定に係る調査、調整	10	10	0	0
⑳	危険猟法による捕獲許可	3	0	5	1
㉑	ラムサール条約登録湿地の勉強会、説明会等	1	1	3	0
(3) 外来生物対策					
①	飼養等許可(飼養許可証の写し交付含む)	1844	35	328	114
②	任意放棄個体の引取	22	6	23	7
③	特定外来生物の防除の実施、確認等	22	2	23	9
④	オオクチバス防除モデル事業	1	1	1	0
⑤	アライグマ防除モデル事業	1	1	0	0
⑥	オオクチバス駆除マニュアル研修会	0	0	0	0
⑦	池干しによるオオクチバス駆除及びため池調査事業	0	0	0	0
⑧	外来生物関係の説明会等	3	0	12	4
⑨	防除モデル事業の実行	5	2	4	1
⑩	普及啓発イベントの実施	0	0	0	0
⑪	各種会議出席	14	3	14	5
⑫	カエルツボカビに関する普及啓発、調査	9	7	0	0
(4) 施設管理					
①	制札・看板の整理	0	0	2	1
②	建物等施設管理	15	0	5	2
(5) ラムサール条約登録湿地の管理					
①	施設整備	0	0	0	0
(6) 動物愛護法関連業務					
①	動物愛護普及啓発事業	2	0	3	1
(7) 各種会議出席					
①	野生生物関係各種会議への出席等	8	2	16	6

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。

参 考 资 料

1 組織図・事務所等一覧

(1) 組織図 (平成21年4月1日現在)



(2) 事務所等一覧

中部地方環境事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 T E L 052-955-2130 F A X 052-951-8889
白山自然保護官事務所	〒920-2501 石川県白山市白峰ホ-25-1 T E L 076-259-2902 F A X 076-259-2085
名古屋自然保護官事務所	〒455-0845 名古屋市港区野跡4-11-2 稲永ビシターセンター内 T E L 052-389-2877 F A X 052-389-2878
志摩自然保護官事務所	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶉方3098-26 T E L 0599-43-2210 F A X 0599-43-2373
長野自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 T E L 026-231-6570 F A X 026-235-1226
志賀高原自然保護官事務所	〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148 T E L 0269-34-2104 F A X 0269-34-3828
妙高高原自然保護官事務所	〒949-2112 新潟県妙高市大字関川2279-2 T E L 0255-86-2441 F A X 0255-86-2464
戸隠自然保護官事務所	〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡9794-128 T E L 026-254-3060 F A X 026-254-3089
万座自然保護官事務所	〒377-1524 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原710 T E L 0279-97-2083 F A X 0279-97-4302
松本自然環境事務所	〒390-1501 長野県松本市安曇124-7 T E L 0263-94-2024 F A X 0263-94-2651
立山自然保護官事務所	〒930-0229 富山県中新川郡立山町前沢新町282 T E L 0764-62-2301 F A X 0764-63-5472
上高地自然保護官事務所 ※冬季連絡先	〒390-1516 長野県松本市安曇4468
松本自然環境事務所	T E L 0263-95-2032 F A X 0263-95-2172
平湯自然保護官事務所	〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12 T E L 0578-9-2353 F A X 0578-9-3638
【関連機関】	
中部環境パートナーシップオフィス (EPO中部)	〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル4階 T E L 052-218-8605 F A X 052-218-8606

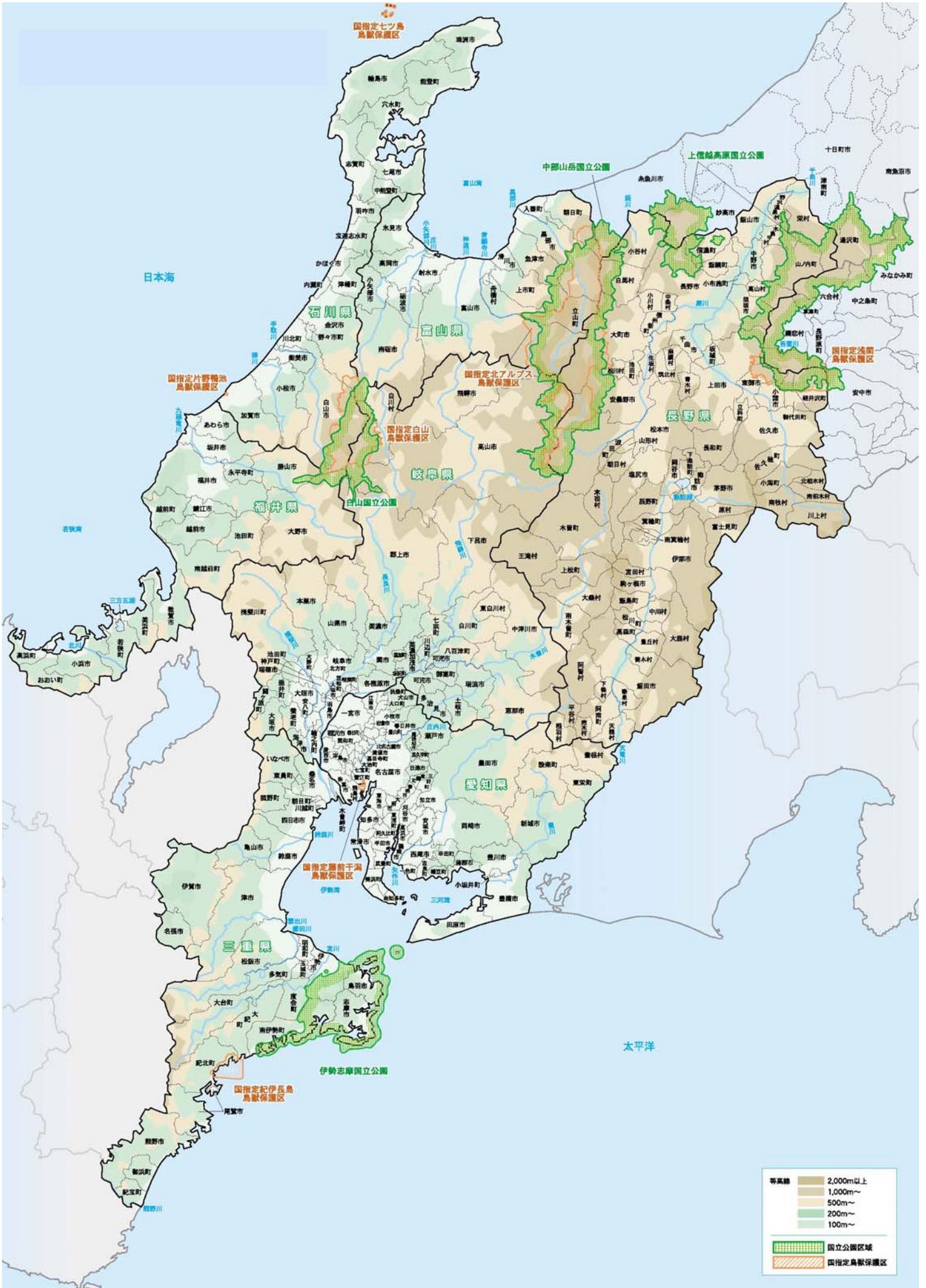
2 中部地方環境事務所 主要事業年表

	月	日	
平成17年 (2005年)	3	27	稲永ビクターセンター、藤前活動センター開館記念式典
	3	8	藤前干潟協議会設立総会
	6	14	中部環境展(～16日、名古屋市)
	8	20	ごみゼロ推進北越地区大会(～21日、石川県金沢市)
	8	21	ごみゼロ推進中部地区大会(名古屋市)
	9	1	中部環境パートナーシップオフィス(EPO中部)開設
	10	1	中部地方環境事務所(名古屋市中区錦)・長野自然環境事務所(長野市旭町)設置
	11	19	藤前干潟ふれあいデー(～20日)
	12	13	第1回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	12	13	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会
12	14	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
平成18年 (2006年)	2	2	平成17年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	2	10	外来生物法説明会(長野県長野市)
	2	13	外来生物法説明会(長野県塩尻市)
	2	15	第2回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	2	20	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	21	長野県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)
	3	10	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山市)
	3	16	三重県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	3	17	石川県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	3	20	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	3	29	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3		藤前干潟鳥獣保護区マスタープラン策定
	4	27	第3回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	4	29	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年イベント(新宿御苑)
	5	18	第4回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	6	6	中部エコライフフェア(～8日、名古屋市)
	7	3	上高地実務研修(～7日、上高地)
	7	4	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年写真展(新宿御苑アートギャラリー)
	8	1	伊勢志摩国立公園公園計画点検告示
	8	8	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(長野県安曇野市)
	8	9	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(富山県高岡市)
	8	22	第5回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	8	23	環境教育リーダー研修(～25日、三重県鈴鹿市)
	8	23	セイヨウオオマルハナバチの取扱いに関する説明会(岐阜市)
	9	6	平成18年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(～7日、所内)
	9	29	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
	10	20	3R推進中部地方大会(～21日、愛知県名古屋市)
	10	24	岐阜県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(岐阜県岐阜市)
	10	25	環境カウンセラー研修(名古屋国際会議場)
	10	25	富山県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(富山県富山市)
	10	31	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第1回)(志摩市)
11	8	第48回自然公園大会(伊勢志摩国立公園)(～9日)	
11	11	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年シンポジウム(長野県長野市)	
11	18	藤前干潟ふれあいデー(～19日)	
11	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第2回)(鳥羽市)	
11	27	第6回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
12	15	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会	
12	18	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)	

平成19年 (2007年)	1	28	環白山保護利用管理協会設立総会(金沢市)
	2	17	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「伊勢志摩の未来づくりに向けて」
	2	21	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	23	外来生物シンポジウム(名古屋市)
	3	4	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「エコツーリズムで地域が変わる」
	3	15	鳥羽市エコツーリズムシンポジウム
	3	20	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3	20	第7回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第3回)(鳥羽市)
	3	27	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	4	26	平成19年度中部地域環境問題懇談会(所内)
	6	16	中部エコライフフェア(~17日、名古屋市)
	6	29	第8回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	7	9	上高地実務研修(~13日、上高地)
	7	13	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	7	24	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	7	25	災害等廃棄物処理事業費補助金説明会(福井県福井市)
	8	24	信州環境フェア出展(長野市)
	8	27	環境教育リーダー研修(~29日、長野県塩尻市)
	9	12	平成19年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(~13日、所内)
	9	13	第1回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	9	26	上高地自動車利用適正化連絡協議会臨時総会
	10	5	黒部樺平VCワークショップ(富山県黒部市)
	10	20	3R推進中部地方大会in富山(~21日、富山県富山市)
10	25	21世紀環境立国戦略セミナー(名古屋市)	
11	6	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
11	6	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(所内)	
11	7	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(福井県福井市)	
11	15	第9回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
11	17	藤前干潟ふれあいデー(~18日)	
11	26	北勢地域ESTフォーラム(三重県四日市市)	
12	12	国指定片野鴨池鳥獣保護区の保護に関する指針の変更	
平成20年 (2008年)	1	29	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会
	1	31	上信越高原国立公園第1回管理計画検討会(長野県上田市)
	2	15	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	2	16	CO2削減セミナー・北陸 ~家庭から始める地球温暖化ストップ~(富山県富山市)
	2	18	上信越高原国立公園(浅間地域)連絡会議(長野県小諸市)
	2	21	上信越高原国立公園(菅平地域)連絡会議(長野県上田市)
	2	22	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	2	25	上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万地域)連絡会議(群馬県嬬恋村)
	2	27	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会
	3	10	中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル懇談会(所内)
	3	10	第10回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	10	第2回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	17	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
	3	19	上信越高原国立公園第2回管理計画検討会(長野県上田市)
	3	29	講演会&東海3県活動報告~知ろう・わかってよう・始めよう!地球温暖化防止~(三重県津市)
	5	27	EPO中部運営協議会(所内)
	5	28	中部山岳国立公園南部地域管理計画南部地域地元意見交換会(岐阜県高山市)
	5	29	中部山岳国立公園南部地域管理計画上高地地域地元意見交換会(長野県松本市)
5	30	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県出発式」及びスカイパトロール(三重県津市ほか)	
5	30	中部山岳国立公園南部地域管理計画乗鞍地域地元意見交換会(長野県松本市)	
6	2	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(愛知県津島市)	

平成20年 (2008年)	6	14	ちゅうぶエコライフフェア(～15日、名古屋市)
	6	23	上高地実務研修(～27日、上高地)
	7	16	第3回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	7	17	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(松本市)
	7	29	エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会(長野市)
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	8	20	環境教育リーダー研修(～22日、岐阜県高山市)
	8	23	いしかわ環境フェア出展(～24日、石川県金沢市)
	9	7	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	10	平成20年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	9	12	第11回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	9	27	3R推進長野大会(長野県長野市)
	10	21	3Rについて語ろうin三重(三重県津市)
	10	23	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)
	10	25	とやま環境フェア出展(～26日、高岡市)
	10	31	白山鳥獣保護区計画更新
	11	5	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	11	6	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	11	7	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	11	10	愛知県警ヘリコプターによる合同スカイパトロール(愛知県豊田市)
	11	15	藤前干潟ふれあいデー(～16日)
	12	9	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)
12	22	EPO中部運営協議会(所内)	
平成21年 (2009年)	1	24	シンポジウム&中部4県活動報告会ー地球温暖化防止 ひろがれ！つなぐれ！ちいきの環(岐阜県岐阜市)
	1	26	第1回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	1	30	エコアクション21認証・登録制度セミナー(名古屋市)
	2	19	名古屋市フライウェイパートナーシップ証書交付(名古屋市)
	2	25	エコツーリズム推進法」中部ブロック説明会～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～(三重県鳥羽市)
	3	1	中部地方環境事務所庁舎移転(名古屋市中区三の丸へ)
	3	2	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	3	4	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山市)
	3	6	高病原性鳥インフルエンザ実地研修開催(名古屋市)
	3	11	第4回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	11	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に関する一般説明会(名古屋市)
	3	12	加賀市フライウェイパートナーシップ証書交付(加賀市)
	3	12	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	13	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	16	第2回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	3	23	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)
	3	24	食品残さのリサイクルから地域循環圏を考えるシンポジウム(名古屋市)
	3	27	第12回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
3	30	中部地方環境問題有識者懇談会(所内)	

3 中部地方環境事務所管内図



〈付録〉

平成 21 年度中部地方環境事務所
重点施策



平成 21 年度 中部地方環境事務所重点施策

平成 21 年 4 月

中部地方環境事務所

中部地方環境事務所は、中部 7 県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県^(※)）を管轄する環境省の地方支分部局として 4 年目を迎えました。

これまで、世界や全国と地域、あるいは中部地方の自治体や N P O、企業等をつなぐ核として、各主体との連携・協働の下、地域に軸足を置いた環境施策を進めてきましたが、こうした機能を一層発揮すべく取り組んでいきます。

特に平成 21 年度においては、愛知県名古屋市での生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）の開催を控え、中部地方において生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を展開する旗手としての役割を担っていきます。

また、中部地方において環境保全と経済成長・地域活性化が共に進んでいくよう、あらゆる施策を通じて取り組んでいきます。

(※) 国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県及び群馬県の一部が含まれます。

1. 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する動きを中部地方に広げていきます

平成 22 年（2010 年）10 月に、愛知県名古屋市で C O P 10 が開催されます。会議の成功に向け地元自治体や N P O、企業等と連携を深め気運の向上を図るとともに、これを契機として、いまだ認知度が低い状況にある「生物多様性」を愛知県・名古屋市のみならず中部地方全体にわたり広く浸透させていきます。

(1) 市民や企業、自治体の参画の促進

市民に生物多様性を自分たちの生活と身近なものとして感じてもらうことをねらいとして、N P O と連携した普及啓発のためのワークショップを各地で開催します。

また、中部地方において生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した企業活動を推進するため、「生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）」を説明するセミナーを展開します。

自治体においては、平成 20 年に制定された生物多様性基本法に基づき「生物多様性地域戦略」の策定が期待されているところであり、中部地方の自治体がその先駆けとなるよう、生物多様性地域戦略ガイドラインの普及を図ります。

(2) 生物多様性の普及啓発に資する施設の運営

名古屋に残された貴重な干潟である国指定藤前干潟鳥獣保護区（愛知県：ラムサール条約湿地）をフィールドとして、各施設において生物多様性の重要性をアピー

ルする各種展示、イベント等の実施に取り組みます。また、その他の国立公園のビジターセンター等においても、地域の生物多様性に関する情報発信拠点として普及啓発に努めます。

(3) 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域での取組の推進

環境省では、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動費等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」(事業主体は、自治体、NPO、地域の活動団体等から成る協議会)を平成20年度から実施しています。

中部地方環境事務所管内では、平成21年度からの新規事業も含め下表の8事業が採択されており、これらの事業の適切な実施に向けて、協議会に対して必要な助言や指導を行っていきます。

「生物多様性保全推進支援事業」採択事業

※()内は、協議会に参画する自治体名

- ・千曲市生物多様性保全事業(千曲市)
- ・富士見町アツモリソウの里環境保全事業(長野県富士見町)
- ・いしかわの里山の生物多様性保全再生事業(石川県)
- ・かが里山イヌワシの森再生事業(加賀市)
- ・中池見における湿生希少野生動植物の保管理ならびに賢明な利活用推進事業(敦賀市)
- ・東三河生物多様性保全事業(愛知県)
- ・名古屋ため池生き物いきいき計画事業(名古屋市)
- ・田原市アルゼンチンアリ対策事業(田原市)(平成21年度新規)

(4) 効果的な広報活動の推進

中部地方環境事務所には、環境省本省からの全国的又は国際的な動きに関する情報を地域に伝えたり、中部地方における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する動向やCOP10に向けた様々な情報のハブとなったりという情報交流プラットフォームとしての機能が求められます。

このため、中部地方環境事務所ホームページの充実を図るとともに、中部地方環境事務所広報誌『ちゅうぶの環(わ)』においてもこうした情報を毎号詳しく伝えます。

(5) 所内の推進体制の強化

上記に掲げる各種事業の展開、関係団体との連絡調整等を効果的に進めるため、中部地方環境事務所内の推進体制の強化を図ることとし、平成21年4月1日付けで所内に「COP10推進チーム」(チームリーダー:統括自然保護企画官)を設置します。

2. 地域との協働により自然環境の保全と整備を推進します

我が国を代表する風景地である国立公園は、生物多様性を保全するための屋台骨としての役割を担っています。中部地方には上信越高原、中部山岳、白山、伊勢志摩の各国立公園が位置し、面積で全国の国立公園の約4分の1を占める自然豊かな地域です。これらの国立公園をはじめ、地域と協働して自然環境の保全・整備を推進するための取組を進めます。

(1) 国立公園の公園計画の見直し

国立公園では、その保護及び適正な利用の推進を図るため、公園ごとに公園内の規制の度合や利用施設の位置等を決める「公園計画」を定めています。

上信越高原国立公園（志賀高原地域）に関して全般的な見直し（再検討）作業を進めるとともに、上信越高原国立公園（妙高・戸隠地域）及び白山国立公園に関して定期的な見直し（点検）を行い、白山国立公園については平成21年度春の中央環境審議会に諮ります。

(2) 国立公園管理計画の改定

国立公園のきめ細かな管理を行うために、地域ごとに「管理計画」を定めています。

上信越高原国立公園（草津万座野反四万・菅平・浅間地域）及び中部山岳国立公園（南部地域）について、この管理計画の改定を行います。また、白山国立公園についても、優れた自然を生物多様性の観点から保護するとともに、現在検討中の多様な主体による参加型管理運営体制の活用を踏まえながら管理計画を改定します。

(3) 国立公園整備事業・グリーンワーカー事業の推進

生物多様性の保全と持続可能な利用や、低炭素社会の実現に配慮した利用施設の整備を図るとともに、外来種対策や沿岸清掃活動等の環境保全活動を地域協働により実施します。上信越高原国立公園については、直轄整備計画を策定します。

(4) エコツーリズムの推進

自然を守りながら、ふれあい、遊び、学ぶ観光を行うことにより地域の活性化を図る「エコツーリズム」の取組を推進します。特に、三重県鳥羽市が平成21年度に「エコツーリズム推進法」に基づく協議会の立上げを目指していることを踏まえ、協議会における議論に必要な素材を調査する等の支援を行います。

(5) 国立公園の総点検の実施

全国の国立・国定公園の再評価を行う「国立・国定公園総点検事業」が全国4か所でモデル的に進められていますが、そのうちのひとつである白山国立公園及びその周辺地域において、新たな視点に基づく自然環境等の調査と調査結果に基づく再評価を行い、公園のあり方を検討します。

3. 人と野生生物との豊かな関係を確保するための取組を進めます

全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護を図るべき重要な地域について「国指定鳥獣保護区」として適切に管理するなど野生生物の保護を進めるとともに、動植物による様々な被害を防ぐことにより、人と野生生物との豊かな関係を確保します。

(1) 国指定紀伊長島鳥獣保護区の指定の更新

国指定紀伊長島鳥獣保護区（三重県）は、平成 21 年 10 月末日をもって現行の計画期間が満了となりますが、現在も特に鳥類の良好な集団繁殖地となっていることから指定を更新し、区域の自然環境保全に努めることとします。

(2) 片野鴨池保全事業の実施

平成 19 年度から実施している国指定片野鴨池鳥獣保護区（石川県：ラムサール条約湿地）の保全事業に引き続き取り組み、平成 20 年度に作成した基本構想基本計画に基づいて実施計画を策定します。また、緊急的な対策が必要となる侵入防止柵について設置工事を行います。

(3) 鳥獣による被害防止対策調査の実施

国指定浅間鳥獣保護区（群馬県、長野県）において、鳥獣の保護管理を適切に行うため、生息する鳥獣の種類及び生息数の変化等を把握し、鳥獣による被害防止対策を講じます。

(4) 外来生物の防除対策の推進

近年、特定外来生物であるアルゼンチンアリの増加が確認されている地域があります。平成 20 年度まで実施した愛知県田原市に続き、岐阜県各務原市においてモデル的防除手法の開発に取り組みます。

また、山岳地域に侵入が見られるオオハンゴンソウ等の外来植物除去に努めます。

(5) 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

野鳥における高病原性鳥インフルエンザについては、近隣国や国内での発生状況に応じ、日常的な監視を強化し早期発見に努めるとともに、発生時にはウィルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に取り組みます。

(6) ペットフード安全法の施行に伴う動物愛護施策の推進

平成 20 年に制定された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）が平成 21 年 6 月から施行されるのに伴い、法の普及啓発に努め、飼料の安全性の確保を図ることにより、動物の愛護に寄与する主旨の周知徹底を図ります。

4. パートナースhipにより持続可能な地域づくりに取り組みます

地域での環境パートナーシップ形成促進拠点の運営を行うとともに、持続可能な地域づくりを主役となって支える人づくりを進めます。

また、京都議定書で約束した温室効果ガス排出の6%削減目標の達成に向けて、中部地方がその先導的な役割を果たしていくよう、地域の自治体や企業、NPOとともに、低炭素型の地域づくりに取り組みます。

(1) 地域の環境パートナーシップ形成の支援拠点の運営

中部地方の持続可能な地域づくりを実現する市民やNPO、企業、行政等による「環境パートナーシップ」の取組をサポートする支援拠点として、各主体の協働により、中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）の運営を行い、地域でのパートナーシップ形成を通じた地域環境力の活性化と支援を推進します。

(2) 持続可能な地域づくりを担う人づくりの推進

環境教育・学習を推進する学校教員や地域で環境活動を実践するリーダー等を対象として「環境教育リーダー研修」（平成21年度は愛知県内で実施）を行うとともに、環境保全活動を行おうとする者に助言等を行う「環境カウンセラー」の資質及び能力の向上を図るための研修を行います。

また、持続可能な開発のための教育（ESD）を普及促進するためのフォーラム等を開催します。

(3) 自治体による地球温暖化対策の取組への支援

平成20年の「地球温暖化対策推進法」の改正において、県及び特例市以上の市に対して地域の計画（新実行計画）の策定が義務化されるなど、地球温暖化対策における自治体の役割の重要性が増しています。地域の様々な対策事例に関する情報のストックを生かして、こうした自治体の取組の支援を図ります。

(4) 地域における草の根の地球温暖化防止活動の展開

地域の創意工夫を生かした地球温暖化対策の取組の展開を図るため、各県の地球温暖化防止活動推進センターとの協働により、ストップ温暖化「一村一品」大作戦の事業を通じて、こうした取組を実践している市民団体の活動を中部地方環境事務所ホームページで紹介するとともに、団体間の連携・交流のための支援を行います。

(5) 中小事業者による環境配慮の取組の促進

事業者の環境に配慮した経営への自主的な取組を支援するため、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムである「エコアクション21」認証・登録制度を広めます。平成20年度に名古屋市でセミナーを開催したのに続き、平成21年度は主に北陸地域の中小事業者を対象としたセミナーを開催します。

5. 地域に根ざした3Rの取組や不法投棄対策等を促進します

中部地方の地域特性や廃棄物の性質に応じた「地域循環圏」形成の促進を図るとともに、全国をリードする3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を広げていきます。

また、国の機関や自治体等との連携・協力により、廃棄物の不法投棄の未然防止対策、不適正な輸出入防止対策を推進します。

(1) 「地域循環圏」の構築に向けた検討

地域の特性や廃棄物の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりを進めるため、学識経験者や事業者等から成る協議会を設置し、食品リサイクルの事例を通じて、地域循環圏構築のための調査・検討を実施します。この結果を、食品リサイクルに関するモデル事業の実施につなげていきます。

(2) 「中部発」の3Rの取組の展開

3Rについての具体的な取組が地域で広がっていくよう「3R推進中部地方大会」を開催します。

また、地域のNPO等との連携により、中部地方におけるレアメタルの回収の可能性についてモデル調査を実施し検討するとともに、中部地方で大きな広がりを見せているレジ袋の有料化に続く容器包装の削減の取組について検討を行います。

家電リサイクル法・自動車リサイクル法等の適正な施行を担保するため、関係事業者への立入検査を実施します。

(3) 廃棄物の不法投棄の撲滅・不適正な輸出入防止

規模の大小を問わず、廃棄物の不法投棄の撲滅を目指します。このため、自治体や各県警察等と連携して、パトロールや検問を実施するとともに、監視カメラの設置を進めます。さらに、5月30日からの1週間を「不法投棄監視ウィーク」として設定し、これらの取組を強力に推進するほか、不法投棄撲滅のための普及啓発を行います。

また、税関と協力して、廃棄物の不適正な輸出の防止のための水際での検査を強化します。



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

平成 21 年 4 月発行

中部地方環境事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号

☎052-955-2130

長野自然環境事務所

〒380-0846

長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎

☎026-231-6570